

夢世紀みかわ子育てプラン

ごあいさつ

人口の減少を伴いながら少子高齢化が急速に進んでおり、今後、地域経済や地域社会に深刻な影響を及ぼすのではないかと懸念されています。

また、女性の社会進出や核家族化の進行に伴い、母親の子育て不安・負担が増大した結果、児童虐待等が発生するようになりました。さらに、いじめや不登校など子ども自身の問題も噴出するようになり、子どもを取り巻く環境は厳しいものとなっています。

このような状況の中、本町では、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育っていく環境を整備することがこれからの新しい地域づくりや地域の活力の維持・向上につながるという認識の下、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を町全体で取り組んでいく指針として「夢世紀みかわ子育てプラン～おらがまちでおらがふるさとの あととりづくり～」を策定いたしました。

本計画では、以下の4つの基本目標を掲げています。

- 親が安心して出産・子育てができるため、また子どもの健康を守ることができるための「子どもが健やかで心豊かに育つまち」
- 親が精神的にゆとりをもって子育てができるよう「親や家族が喜び、楽しんで子育てができるまち」
- 子どもも子育てする家庭も地域で温かく見守られて、ふるさとを大切に思う心が育つように「地域ぐるみで子どもを温かく大切に育てるまち」
- 今の子どもたちが、将来楽しんで子育てができる親になるための「子育てを楽しむ次世代の親が育つまち」

以上の目標を踏まえ、「地域の子どもは地域で育てる」ことを基本とし、「八つの里づくり運動」を通じた世代間交流で子どもと大人や高齢者の心のつながりを深め、地域全体で子どもを見守りながら、「のびのびとたくましく思いやりを持った子ども」の育成を目指して本プランを推進していきたいと思っています。

今後とも、町民の皆様の一層のご理解と積極的な参加、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画策定に貴重なご意見やご提案をいただきました行動計画策定委員の方々をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

平成17年3月

三加和町長 池 上 緑 良

— 目 次 —



はじめに

1. 計画策定の趣旨 — 7
2. 計画の位置付け — 8
3. 計画の期間 — 9
4. 計画の対象 — 10
5. 計画の策定体制 — 10
6. 計画の策定手順 — 11
7. 計画の進行管理 — 13



総 論

1. 計画策定の背景 — 15
 - (1) 少子化の動向 — 15
 - (2) 家族や地域の状況 — 20
 - (3) 子どもの状況と子育ての実態 — 22
2. ニーズ調査からみた少子化の流れを変えるための課題と方向 — 32
3. 基本方針 — 34
 - (1) 目指す町の姿 — 34
 - (2) 計画の基本目標 — 35
 - (3) 基本的な視点 — 36
 - (4) 計画の体系 — 37

各 論

1. 子ども、子育て家庭への支援を推進していくための
重点的取り組み ―― 39
-  「里づくり運動」で地域力の維持・向上を図る ―― 42
-  育てよう！ ふるさとの未来の「主役たち」
ふるさとみかわの次世代育成レインボープラン ―― 44
2. 基本計画 ―― 46
 - (1) 地域における子育ての支援 ―― 47
 - (2) 母性と子どもの健康の確保・増進 ―― 57
 - (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ―― 61
 - (4) 子育てを支援する生活環境の整備 ―― 69
 - (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進 ―― 73
 - (6) 子どもなどの安全の確保 ―― 74
 - (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 ―― 78
3. 特定 14 事業の目標事業量 ―― 82
4. 計画を推進する体制の整備 ―― 86
 - (1) 住民参加による計画の推進 ―― 86
 - (2) “次世代育成支援行動計画推進委員会” の設置 ―― 86
 - (3) 庁内の推進体制の構築 ―― 86

関係者一覧

- ◇「三加和町次世代育成支援行動計画策定委員会」名簿 ―― 87
- ◇「三加和町次世代育成支援行動計画庁内検討部会」関係課一覧 ―― 87
- ◇事務局 ―― 87

はじめに

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平成元年（1989 年）の「合計特殊出生率」（女性が一生の間に産む子どもの平均数）が 1.57 を記録したことがきっかけとなって、少子化が深刻な問題として取り上げられるようになっていきます。それまで、昭和 41 年（1966 年）に記録された 1.58 が国の合計特殊出生率の最低値でした。この丙午（ひのえうま）にあたる年の例外的な数値をも下回ったため、平成元年当時、大きな衝撃が走りました。その後も、平成 15 年（2003 年）には 1.29 を記録し、少子化傾向には歯止めが掛かっていません。

一般的に言われている、国の人口を維持していく合計特殊出生率の水準値 2.08 を大きく下回っているのが今の日本です。

少子化の流れを変えようと、国はさまざまな少子化対策・子育て支援策を打ち出してきました。子どもを生みたい人が生めるようにする環境づくりを目指した平成 6 年の「エンゼルプラン」、平成 11 年の「新エンゼルプラン」、それに「男性を含めた働き方の見直し」などを加えた平成 14 年の「少子化対策プラスワン」などです。

本町においても、他の市町村同様、少子化が進行しています。そこで、平成 8 年、町の基本構想に掲げる町の将来像「夢世紀みかわ」を踏まえて「三加和町母子保健計画」を策定し、「三加和町の母子が健康で生きがいや楽しみを持って暮らせる」ことを基本目標に母子保健対策を進めてきました。

こうした中、平成 15 年 7 月に国は少子化の流れを変えるため、「次世代育成支援対策推進法」と「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定しました。これは、少子化の流れを変えるため、すべての地方自治体と従業員 300 人を超える企業に行動計画の策定を義務づけるもので、平成 17 年度以降に実施される少子化対策の実効性を高めることを目的とした平成 26 年度までの時限立法です。

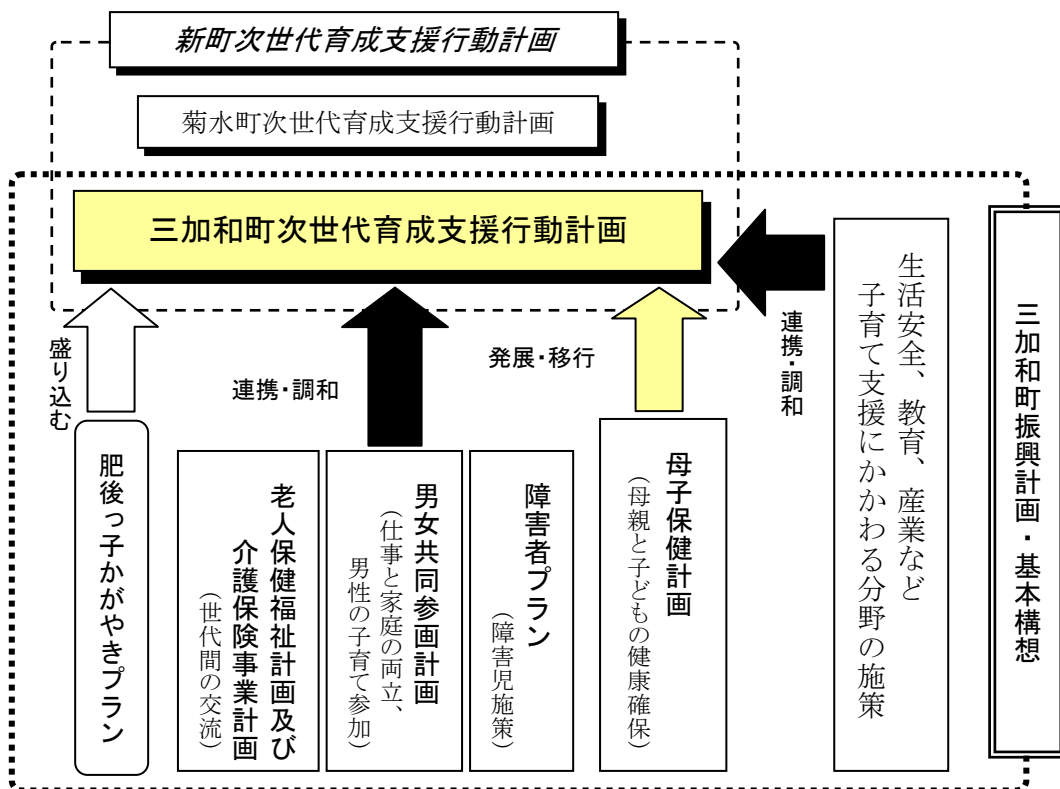
「夢世紀みかわ子育てプラン（三加和町次世代育成支援行動計画）」は、これらの法律が施行されたことを受けて策定しました。前述の「三加和町母子保健計画」の取り組みを継承し、また、教育や労働などの関連分野での取り組みも含んだかたちで、さらに内容を充実させ、対策の具体化を図りました。

地域社会が継続して発展するための原動力は、子どもが健全に生まれ育つ環境にあると言えます。本町では、次代を担う子どもたちの育成が町の新しい地域づくりにつながるものと認識し、町の将来を担う子どもの健全な育成、そして子育て家庭の支援に町全体で取り組むための指針として、本計画を積極的に進めていきます。

2. 計画の位置付け

- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法第8条第1項」(※)に規定された、すべての子育て家庭を対象に、本町が取り組む子育て支援策の方向や目標を定めたものです。
- 本町が平成8年8月に策定した「三加和町母子保健計画」の取り組み・進捗状況を踏まえ、発展的に引き継ぐとともに、「県就学前教育振興プログラム(肥後っ子かがやきプラン)」の内容を盛り込み策定しました。
- 「三加和町振興計画・基本構想」に基づき、子どもと子育て家庭への支援に関する生活安全分野、教育分野、産業分野その他関連分野の取り組みを包含するものとして体系づけ、策定しました。
- 現在、三加和町、菊水町の2町で合併に向けた協議が進められていますが、合併した場合は、それぞれの町が策定した次世代育成支援行動計画の集合体を新しい自治体の計画とします。なお、本計画は、新しい自治体における地域計画として位置づけることになります。

■他計画などとの関係フロー図



※「次世代育成支援対策推進法第8条第1項」

第8条（第1項） 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

3. 計画の期間

次世代育成支援行動計画は前期計画と後期計画に分かれており、本計画は平成17年度から21年度までの5年間を期間とする前期計画にあたります。なお、三加和町、菊水町の2町が合併した場合には、本計画と菊水町の計画の集合体を新しい自治体の計画とします。

また、前期計画の最終年度にあたる平成21年度を計画の見直し時期とし、同年度中に見直し作業をおこないながら、並行して後期計画の策定作業を進めます。後期計画の期間は平成22年度から26年度までの5年間で、新しい自治体の新たな計画となります。

■計画の実施期間

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
前期計画	策定作業	計画遂行									
後期計画						見直し作業	計画遂行				

4. 計画の対象

本計画は、子ども、その子どもを取り巻く行政、学校、企業、家庭、地域社会など、さまざまな主体を対象とします。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の2つの組織を設置し、策定作業を進めました。

○三加和町次世代育成支援行動計画策定委員会

町内の子育てなどに関わる団体や機関の代表 15 人で構成された委員会です。子どもや子育て家庭に対する支援策の検討において、総合的な観点から広く住民の声を反映させるための場として設置したものです。平成 16 年 7 月から平成 17 年 3 月まで全 4 回の会議を開き、住民の視点で本計画の基本方向や具体的に取り組むこと、目標事業量などを協議しました。

○三加和町次世代育成支援行動計画庁内部会

子ども、子育て家庭への支援に関わる分野の業務を担当する本町職員代表 10 人で構成された部会です。子育て支援に関する施策・事業の現状と課題を把握・整理し、策定委員会の協議結果を可能な限り反映するかたちで、今後の方向を打ち出しました。また、複数の施策・事業にまたがる取り組みについては、施策・事業間の調整や連携策について検討し、その結果を計画に盛り込みました。

6. 計画の策定手順

本計画は、以下のフロー図に示す手順で策定しました。

●平成 16 年 1 月

○ニーズ調査実施により、子ども、子育て
家庭の現状、サービスへのニーズを把握

○統計データから、少子化の動向など
町の現状を把握

○「三加和町母子保健計画」の
進捗状況を把握

●平成 16 年 7 月 第 1 回策定委員会会議
・町の少子化の動向、ニーズ調査結果などの把握

○課題の整理

●平成 16 年 8 月

○特定 14 事業の目標事業量見込み数値の決定・報告

○基本理念・キーワード・基本目標の設定

○重点施策の検討

●平成 16 年 11 月 第 2 回策定委員会会議
・特定 14 事業の目標事業量の設定について
・町の子育て支援策の現状・課題の把握
・計画の基本構成、基本方向について意見交換

○具体的施策の検討（事業目標量の設定）

○計画素案の作成

●平成 17 年 2 月 第 3 回策定委員会会議
・計画素案の検討

●平成 17 年 3 月 計画書案の承認（策定委員会）

○計画の決定・公表

□三加和町次世代育成支援に関するニーズ調査の実施について

本計画に盛り込むべき施策の内容、特に子育て支援サービスの質・量的なニーズを把握するために、平成 16 年 1 月 26 日から同年 2 月 6 日にかけて就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象とした 2 種類の調査を実施しました。

■就学前児童の保護者対象調査

【調査対象】

三加和町に居住する就学前児童の保護者

【調査方法】

三加和町に居住する就学前児童（平成 16 年 1 月 1 日時点）をすべて抽出し、その保護者に保育所を通じて、または母子保健推進員を通じて調査票を配布して実施した。

【調査項目】

①平日の保育状況について ②平日の保育サービスの利用意向について
③土・日・祝日の保育サービスの利用意向について ④対象児童の病気時の対応について ⑤対象児童を泊まりがけで家族以外に預けることについて ⑥対象児童の一時預かりのことについて ⑦子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用意向について ⑧子育てに関する悩みや不安感について ⑨対象児童の生活について ⑩母親の勤務状況などについて

【有効回答数（有効回収率）】

有効回答数 140 票（有効回収率 90.9%）

■小学生児童の保護者対象調査

【調査対象】

三加和町に居住する小学生児童の保護者

【調査方法】

三加和町に居住する小学生児童（平成 16 年 1 月 1 日時点）をすべて抽出し、その保護者に小学校を通じて調査票を配布して実施した。

【調査項目】

①平日の放課後の過ごし方について ②土曜日・休日の過ごし方について
③放課後児童クラブの利用希望について ④対象児童を泊まりがけで家族以外に預けることについて ⑤子育て支援サービスについて ⑥子育てに関する悩みや不安感について ⑦対象児童の生活について ⑧母親の勤務状況などについて

【有効回答数（有効回収率）】

有効回答数 231 票（有効回収率 98.3%）

7. 計画の進行管理

本計画を策定するにあたり、住民のみなさんから、子育て支援について日ごろ抱いておられる思いや、こうあるべきだという具体的なご意見・ご要望をいただき、それらをできる限り反映するように心掛けました。

本計画は住民のみなさんのご協力が得られたからこそ策定できた次第ですが、今後は、この計画がどのようなかたちで実行に移されているかを点検・評価する進行管理作業が必要になります。引き続き、計画の点検・評価におきましても、住民のみなさんのご協力をいただきたいと考えております。

そこで、「三加和町次世代育成支援行動計画策定委員会」と同様の住民参加型組織の設置を予定しております。この組織には、計画に定めた目標事業量の達成状況などを定期的に点検・評価する作業を担当していただき、その結果は、分かりやすいかたちで広く住民のみなさんに公表します。子育て支援に関心をお持ちの方をはじめ、住民のみなさんには積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

総 論

1. 計画策定の背景

国勢調査結果や県、本町の統計データ、またニーズ調査結果から、本町における少子化の動向とその特徴、計画の対象となる子ども、その保護者の状況などを明らかにしました。

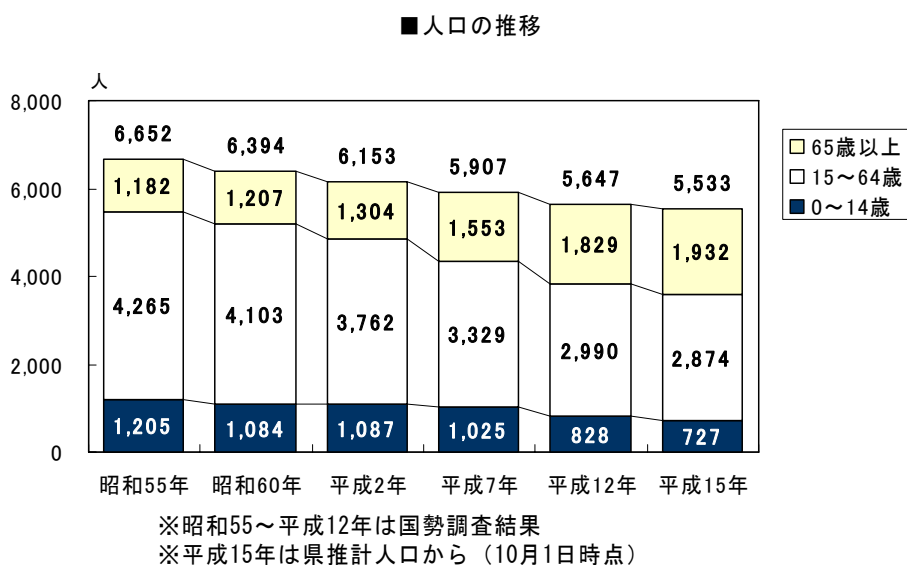
(1) 少子化の動向

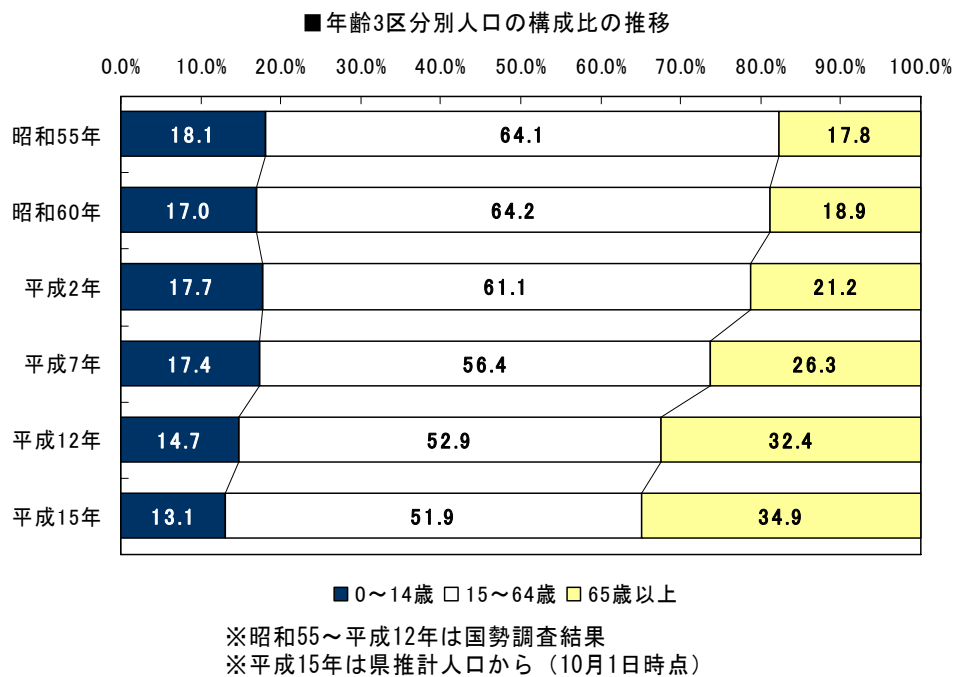
○年少人口は 13.1%に低下、老年人口は 34.9%に上昇

多くの市町村同様、三加和町においても少子高齢化が進展しています。町の総人口も、国勢調査の結果を見ると昭和 55 年（1980 年）以降、減少を続けています。

0～14 歳の年少人口は昭和 55 年以降減少し続けています。一方で、65 歳以上の老年人口が増え続けています。平成 15 年（2003 年）の総人口に対する 0～14 歳人口の比率は昭和 55 年の 18.1%に比べて 5.0 ポイント減少し、13.1%となっています。

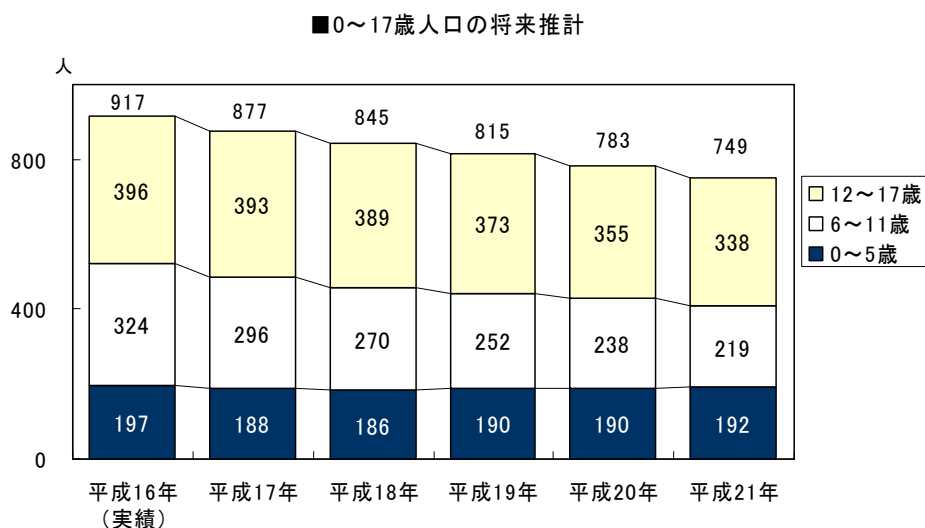
また、子どもの減少が長期にわたる影響で、町の経済や地域社会を支える 15～64 歳の生産年齢人口も大きく減少しています。





○今後も減少すると見込まれる子どもの数

三加和町の子どもの人口が今後、どのように推移するか、町の統計データを基に推計してみると、平成17年以降も減少することが見込まれます。平成16年と平成21年を比べると、0～5歳人口では5人減(2.5%減)、6～11歳人口では105人減(32.4%減)、12～17歳人口では58人減(14.7%減)となっています。特に6～11歳人口が大きく減少すると見込まれます。

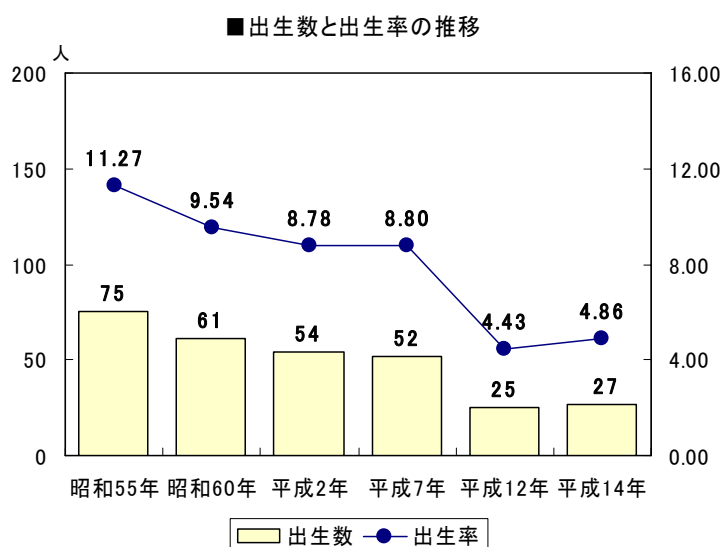


※平成11～15年の住民基本台帳年齢別人口および出生率から
コーホート変化率法で推計
※各年3月31日時点

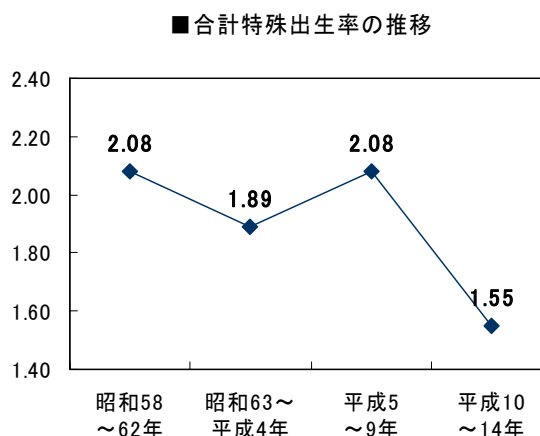
○出生数、出生率、合計特殊出生率とも低下

本町の少子化の進展は、出生数の推移からもみることができます。昭和 55 年の出生数は 75 人でしたが、以降徐々に減少し、平成 14 年には 27 人となっています。あわせて、町の人口 1,000 人あたりの出生数を示す出生率（出生数÷各年 10 月 1 日時点の総人口×1,000）も、11.27 から 4.86 まで下がっています。

女性が一生の間に生む子どもの平均数の目安となる合計特殊出生率も低下傾向にあり、昭和 58 年から平成 14 年まで 5 年間隔の平均値で推移をみると、昭和 58～62 年、また平成 5～9 年は、一般的に人口を維持していくうえで必要とされる値と同じ 2.08 ですが、平成 10～14 年は 1.55 まで下がっています。



※熊本県衛生統計年報（熊本県健康福祉部）から

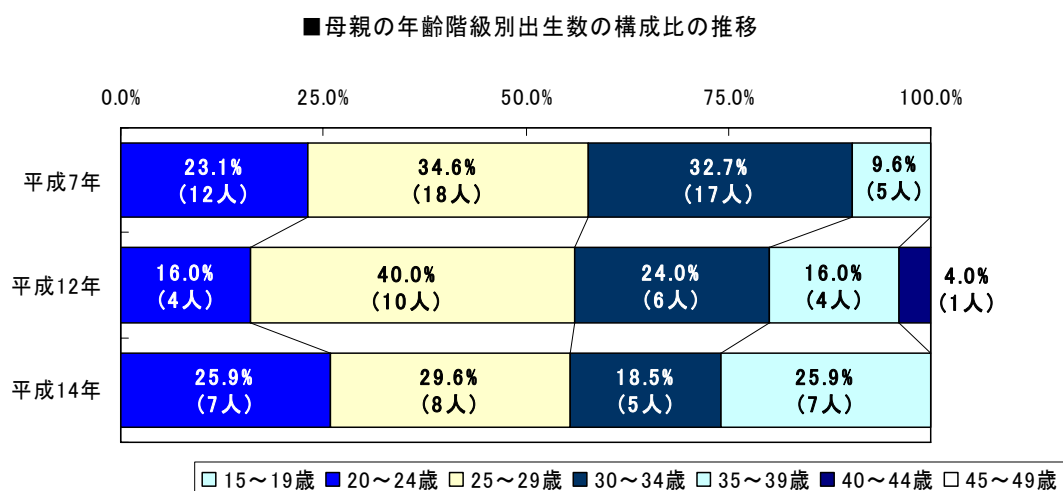


※人口動態統計特殊報告（厚生省大臣官房統計情報部）から

○30 歳代後半以降での出産が増加傾向

平成 7 年、12 年、14 年の 3 時点で、出生数における母親の年齢階級別構成比をみると、20 歳代と 30 歳以上の割合はほぼ一定となっています。また、30 歳代前半の割合が低下し、35 歳以上の割合が上昇しています。

この 3 時点のみに限れば、30 歳代後半以降で出産する割合が増加する傾向にあると言えます。



※熊本県衛生統計年報（熊本県健康福祉部）から

※（ ）内の数字は出生数。0.0%の階級は表示していない

（0.0%は、各年15～19歳、平成7年40～49歳、平成12年の45～49歳、平成14年の40～49歳）

○25 歳以上の男女の未婚率が上昇、晩婚化の方向へ

昭和 55 年と平成 12 年の男女の未婚率を比較すると、20 歳代、30 歳代のすべての階級で上昇しています。特に、30 歳代は男女の総数は減っているにもかかわらず、未婚者数が増加しています。

男女別では、20～24 歳女性と 30～34 歳男性の未婚率がともに 19.8 ポイント増と大きく上昇しています。

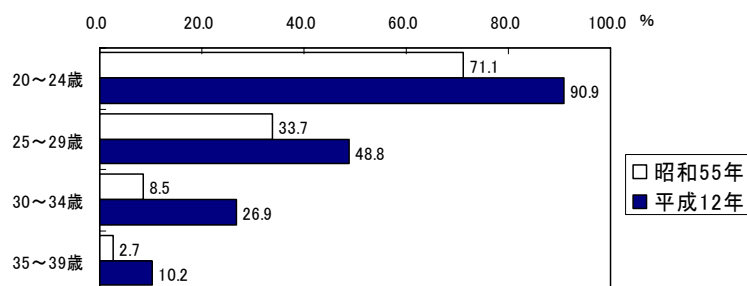
■男女の年齢階級別（20、30歳代）総数と未婚者数の比較
（昭和55年と平成12年）

		昭和55年		平成12年	
		総数	未婚者数	総数	未婚者数
20～24歳	男性	187	168	79	71
	女性	152	108	99	90
25～29歳	男性	191	117	87	61
	女性	169	57	84	41
30～34歳	男性	175	47	107	50
	女性	153	13	108	29
35～39歳	男性	138	16	131	37
	女性	183	5	157	16

※国勢調査結果

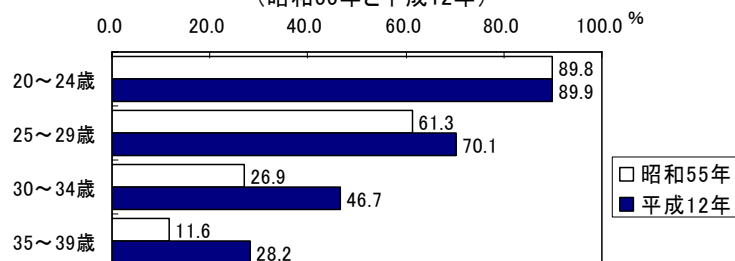
単位：人

■女性の年齢階級別未婚率の比較
（昭和55年と平成12年）



※国勢調査結果

■男性の年齢階級別未婚率の比較
（昭和55年と平成12年）



※国勢調査結果

（２）家族や地域の状況

○出生数は死亡数を下回って推移

平成 12 年度以降の人口動態をみると、すべてマイナスで推移しています。自然動態は、いずれの年度も出生数が死亡数を下回っています。

■人口動態の推移

	■人口動態の推移								
	人口動態 総数	自然動態			社会動態				
		自然増	出生	死亡	社会増	転入		転出	
						県内	県外 その他	県内	県外 その他
平成12年度	-74	-47	28	75	-27	50	109	111	75
平成13年度	-28	-46	27	73	18	66	83	71	60
平成14年度	-67	-35	26	61	-32	70	63	90	75
平成15年度	-19	-33	32	65	14	85	73	85	59

※前1年間の人口動態

単位：人

○子どもがいる世帯の割合は 20 年間で 15.6 ポイント低下

出生数の減少とマイナスで推移する自然動態などに伴って、子どもを取り巻く環境も変化してきています。昭和 55 年と平成 12 年の世帯数を比較すると、一般世帯数は微減（72 世帯減）となっていますが、18 歳未満の子どもがいる世帯は 295 世帯減少しており、そのうち 6 歳未満の子どもがいる世帯も 96 世帯減少しています。平成 12 年には、18 歳未満の子どもがいる世帯は 30.7%でおよそ 10 世帯に 3 世帯、6 歳未満の子どもがいる世帯は 10.0%で 10 世帯に 1 世帯となっています。

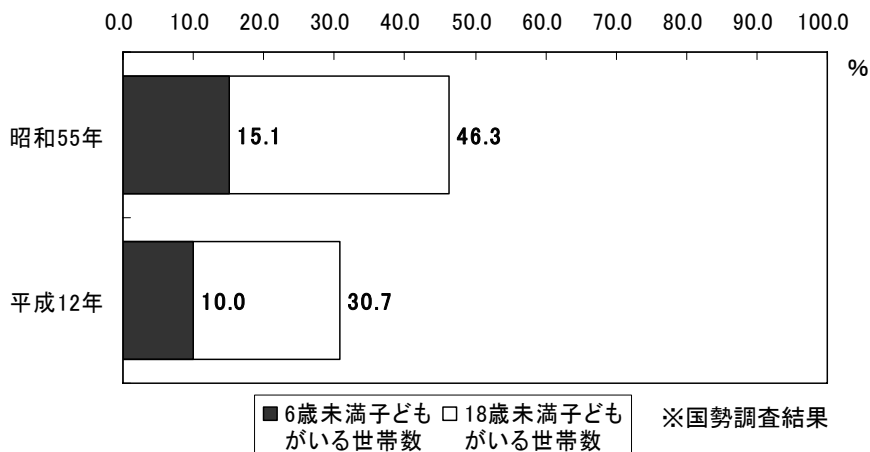
■一般世帯数と子どもがいる世帯数

	一般世帯 数	6歳未満子どもが いる世帯数	18歳未満子ども がいる世帯数
昭和55年	1,751	264	811
平成12年	1,679	168	516

※国勢調査結果

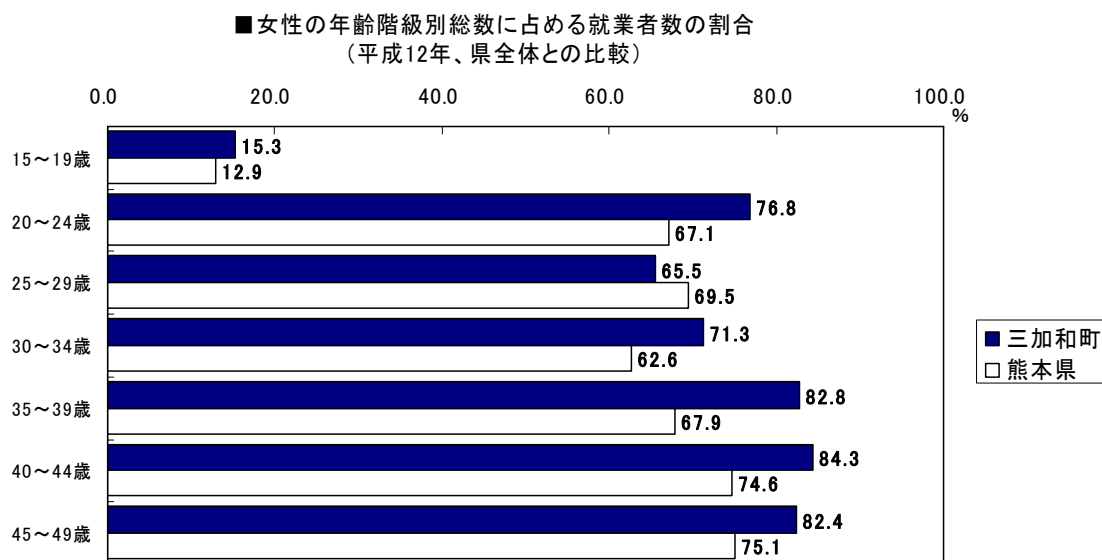
単位：世帯

■一般世帯数に占める子どもがいる世帯数の割合 （昭和55年と平成12年の比較）



○ほとんどの年齢階級で熊本県平均を上回る女性の就業者数割合

平成 12 年の女性の年齢階級別総数に占める就業者数の割合を熊本県平均と比較すると、25～29 歳を除くすべての階級で三加和町の方が高い割合になっています。このことから、三加和町は女性の社会進出が進んでいることが分かります。特に、35～39 歳では 14.9 ポイントの開きがあります。



※国勢調査結果

(3) 子どもの状況と子育ての実態

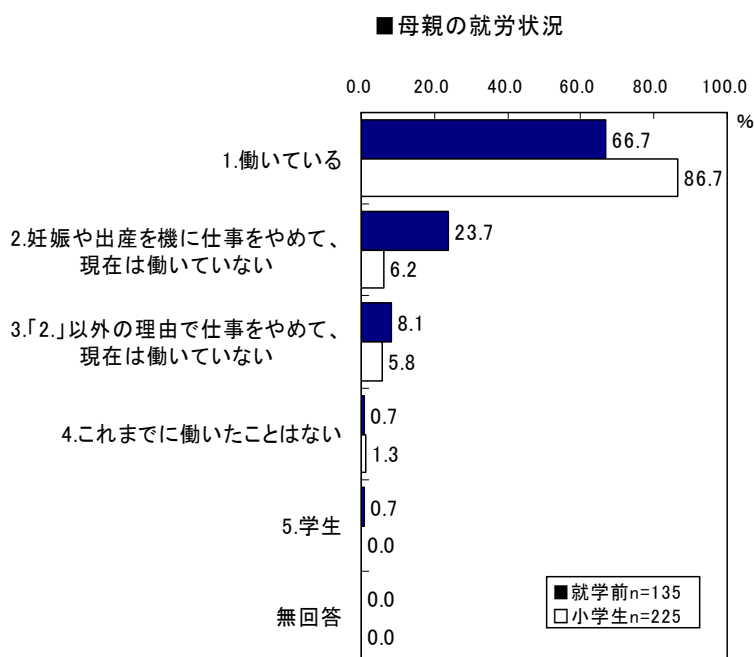
1) 保護者の状況

○小学生児童の母親は8割以上が仕事をしている

主に子どもの身の回りの世話をしているのは、「母親」が多く、就学前児童の保護者で90.0%、小学生児童の保護者で91.3%を占めています。

子どもの母親で、「働いている（産前産後、また育児休暇中も含む）」人は、就学前児童の保護者で66.7%、小学生児童の保護者で86.7%に上っています。

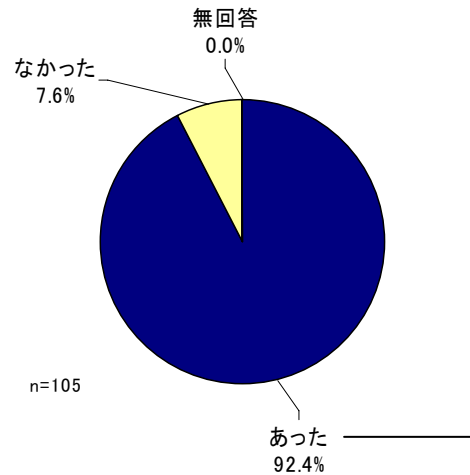
働いている母親の勤務形態は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者とも「パート・アルバイト」と「正社員・正職員」がそれぞれ30%台後半を占めています。



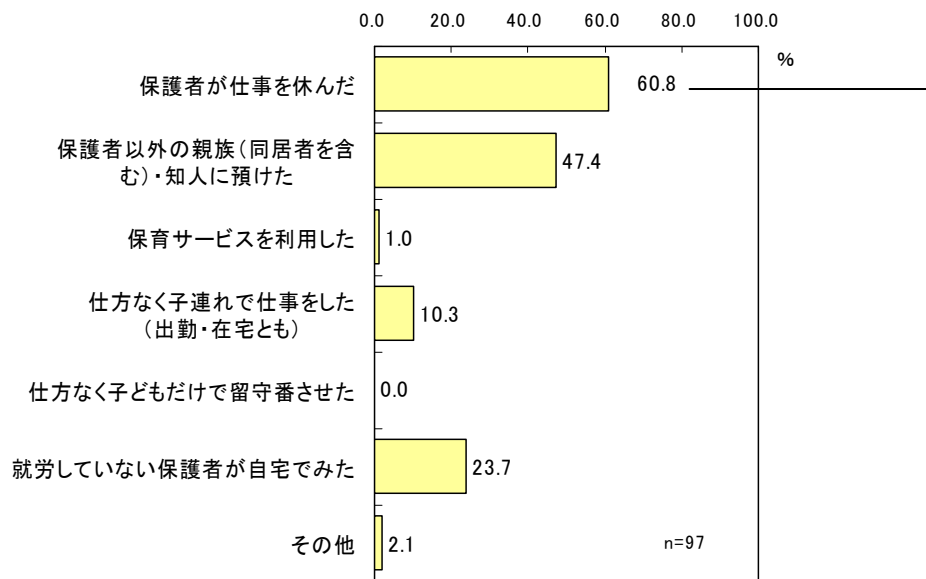
○子どもの病気で、仕事を休むのが難しかった人は6割以上

就学前児童の保護者で、この1年間に子どもが病気のため、認可保育所、幼稚園、認可外保育施設等を休まなければならなかったことがあった人は92.4%を占めています。このうち、対処方法として「保護者が仕事を休んだ」という人は60.8%に上り、その場合に仕事を休むのが「非常に困難だった」と回答した人は10.2%、また、「どちらかというと困難だった」と回答した人は55.9%となっています。子どもの病気を理由に、多少にかかわらず仕事を休むのが難しかった人は6割を超えています。

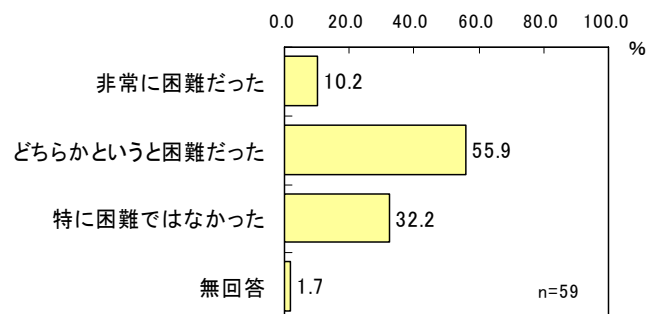
■この1年間に、子どもが病気で保育所等を
休まなければならないことがあったか
(就学前児童の保護者対象調査)



■その時の対処方法
(就学前児童の保護者対象調査、複数回答)



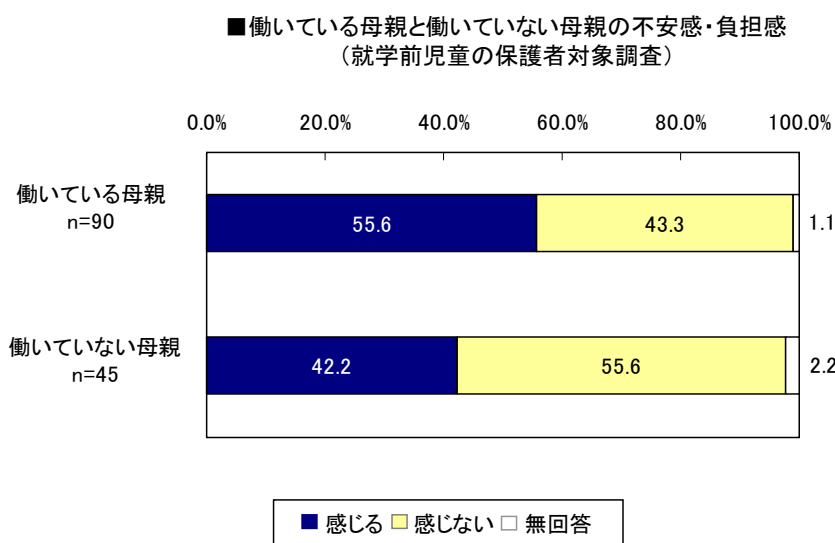
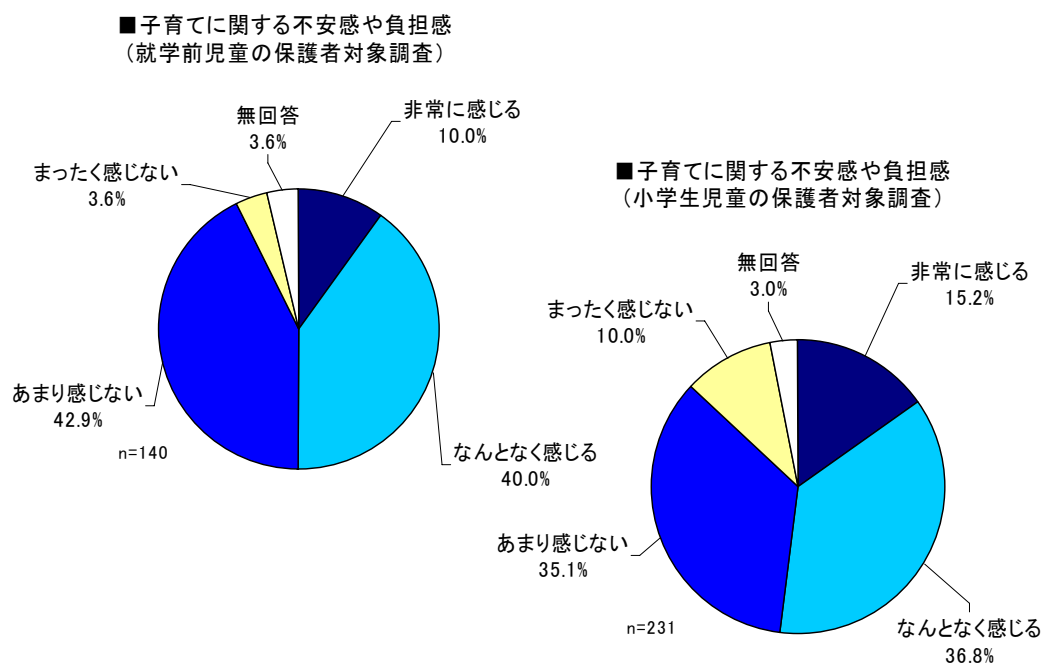
■仕事を休むことの困難度
(就学前児童の保護者対象調査)



○子育ての不安感や負担感をもっている人は約半数

子育てに関して不安感や負担感を感じている（「非常に感じる」＋「なんとなく感じる」）保護者は、就学前児童の保護者で 50.0%、小学生児童の保護者で 52.0%に上っています。

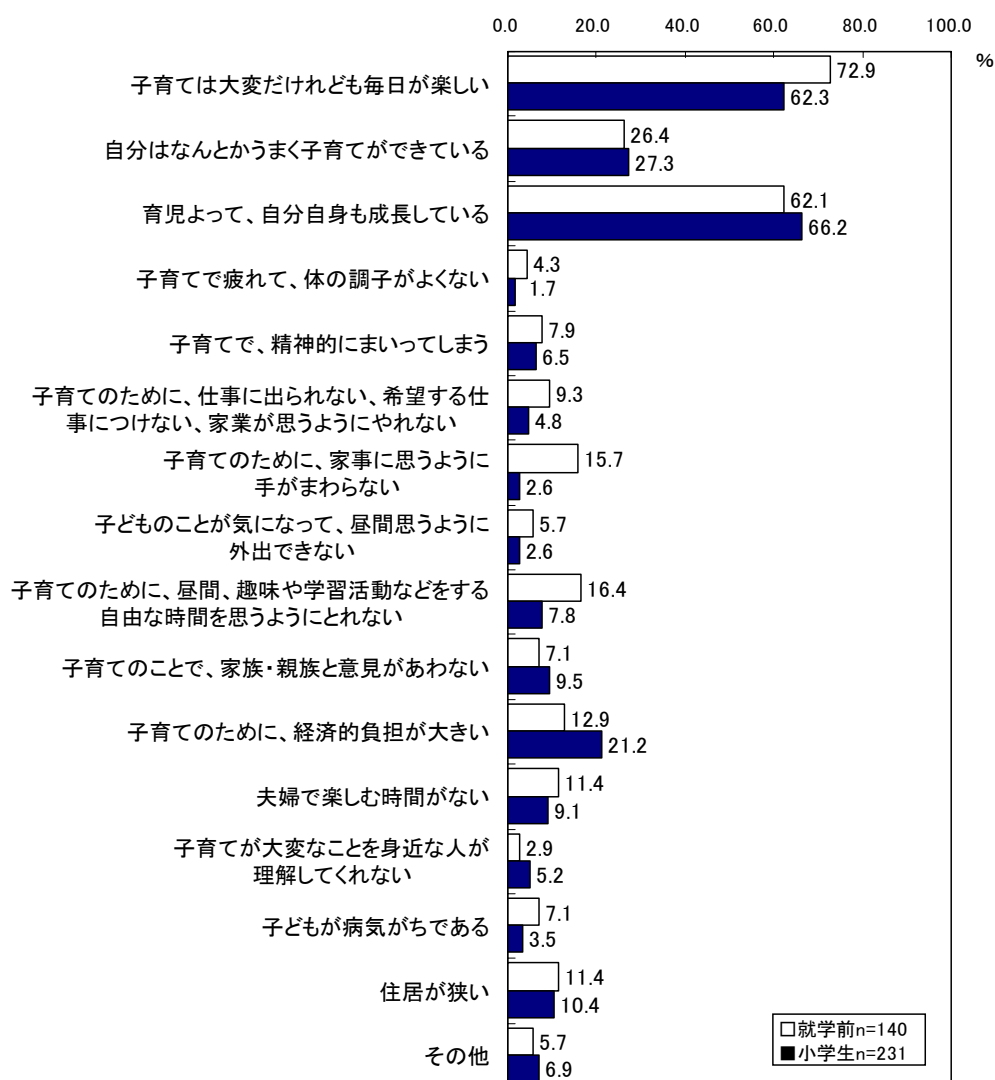
就学前児童の保護者を対象にした調査結果から、働いている母親と働いていない母親に分けて、不安感や負担感を感じている人をみると、働いている母親で 55.6%、働いていない母親で 42.2%となっています。



○「子育ては楽しい」「育児によって自分自身も成長」が6割超

子育て中の保護者が日ごろ、子育てについて感じていることは、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者とも「子育ては大変だけれども毎日が楽しい」「育児によって、自分自身も成長している」と、子育てをプラス方向に考えている人が6割を超えています。一方で、就学前児童の保護者では「子育てのために、昼間、趣味や学習活動などをする自由時間を思うようにとれない」が16.4%、小学生児童の保護者では「子育てのために、経済的負担が大きい」が21.2%に上っています。

■子育てについて日頃、感じていること(複数回答)

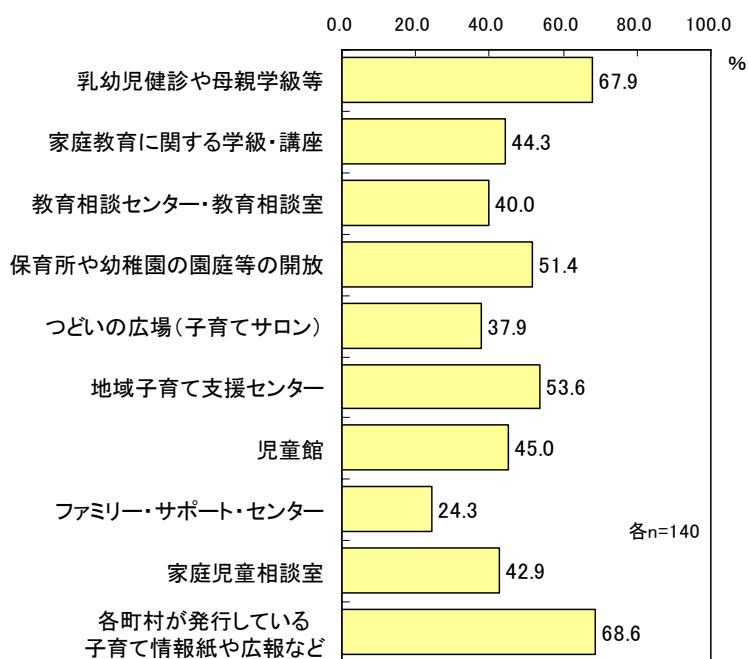


○「子育て情報」と「交流の場」のニーズが高い

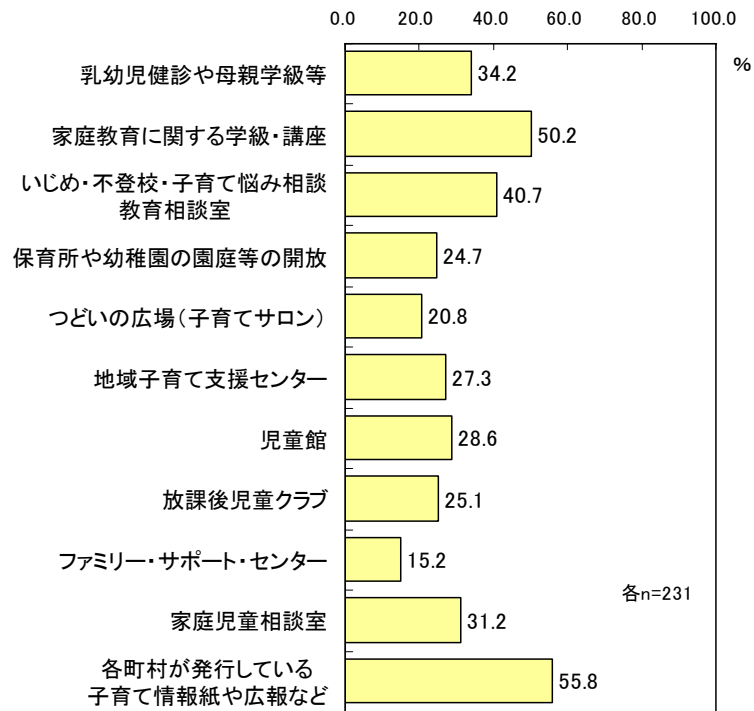
今後、利用したい子育て支援サービスは、就学前児童の保護者で「町が発行している子育て情報紙や広報など」が 68.6%、「乳幼児健診や母親学級等」が 67.9% に上っているほか、「地域子育て支援センター」と「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が 50% 台になっています。このことから多くの保護者が、子育て情報の提供、子どもの健康維持、子ども同士の交流などに関わるサービス利用を望んでいるのがうかがえます。

一方、小学生児童の保護者では「町が発行している子育て情報紙や広報など」が 55.8% で最も高く、「家庭教育に関する学級・講座」が 50.2%、「いじめ・不登校・子育て悩み相談、教育相談室」が 40.7% で続いており、子育てに関する情報提供や相談対応についてのニーズが高いことがうかがえます。

■今後利用したいサービス
(就学前児童の保護者対象調査、複数回答)



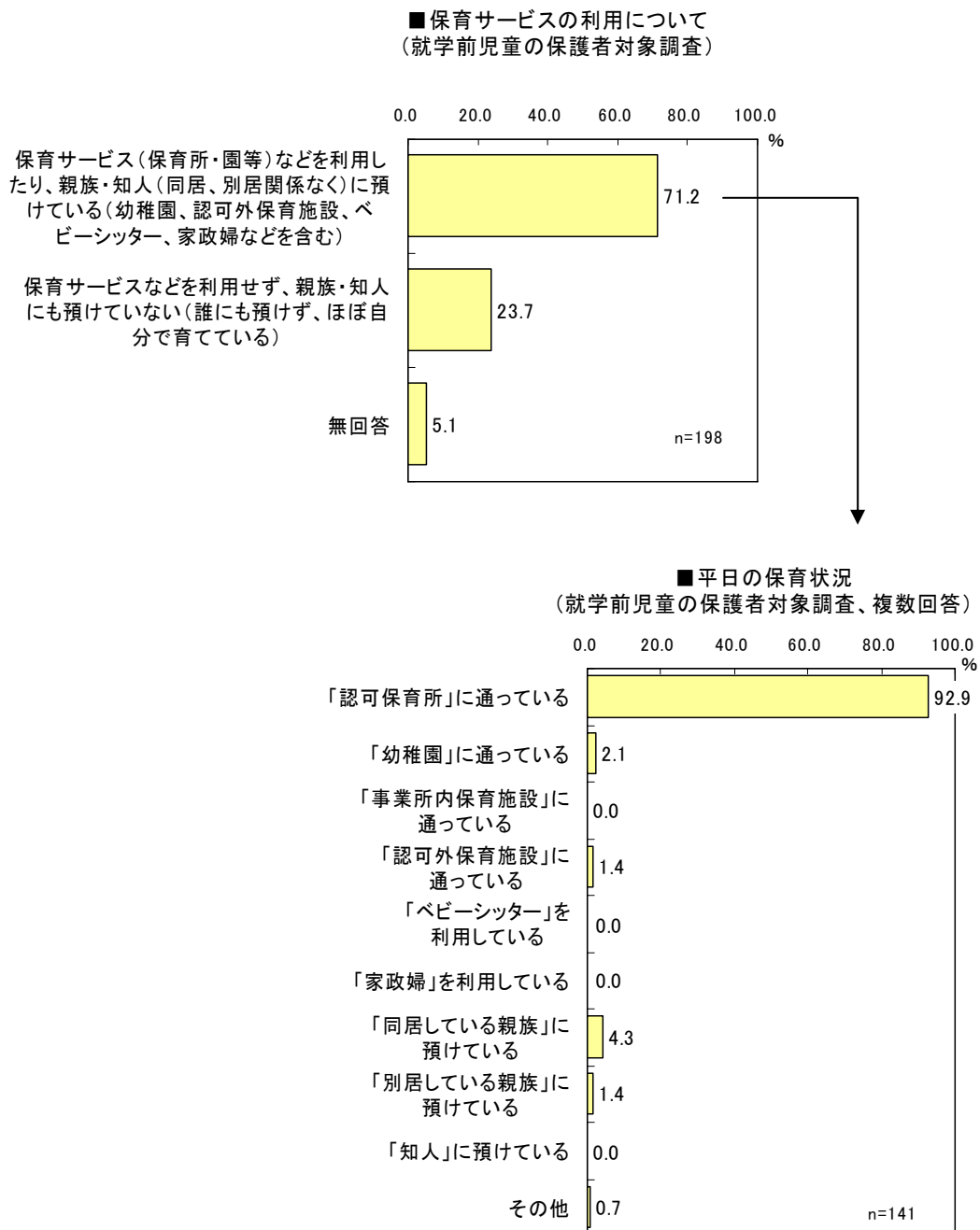
■ 今後利用したいサービス
(小学生児童の保護者対象調査、複数回答)



2) 子どもの状況

○子どもの預け先は、「認可保育所」が9割以上

平日（月～金曜）、保育所、幼稚園、ファミリー・サポート・センターなどの保育サービスを利用している、また親族・知人に預けられているという児童が71.2%を占めています。利用しているサービスは、「認可保育所」が92.9%と9割以上を占めています



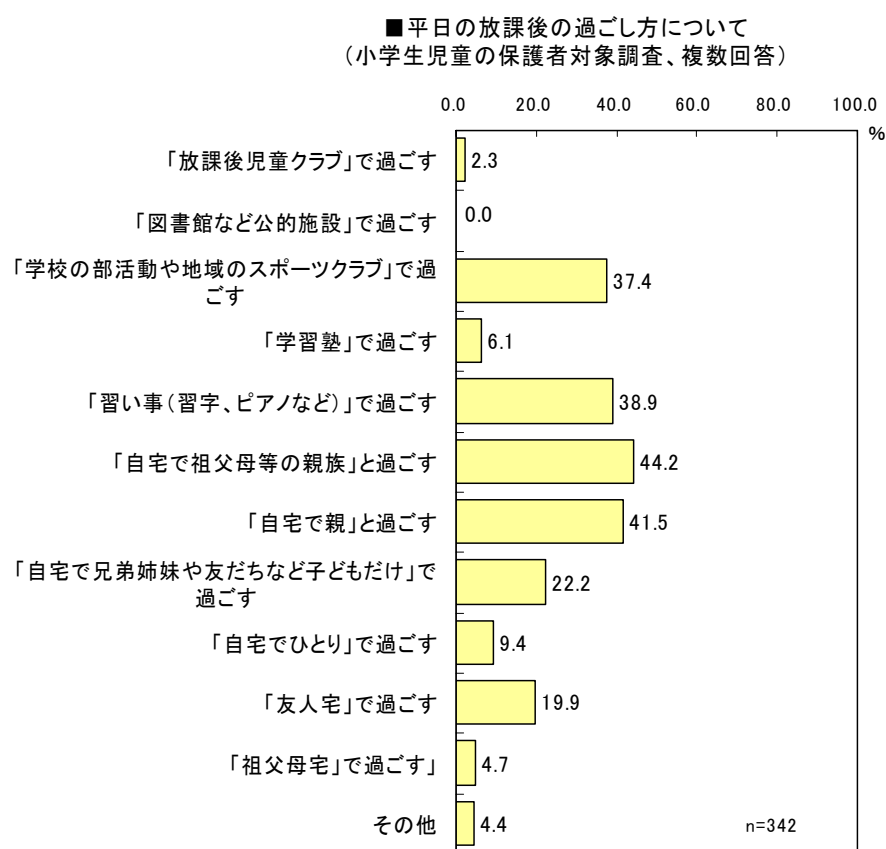
○平日は自宅で「親、親族」と過ごす子どもが4割以上（小学生）

平日の放課後の過ごし方では、「自宅で祖父母等の親族」と過ごすのが44.2%で最も高く、「自宅で親」と過ごすのが41.5%が続いています。

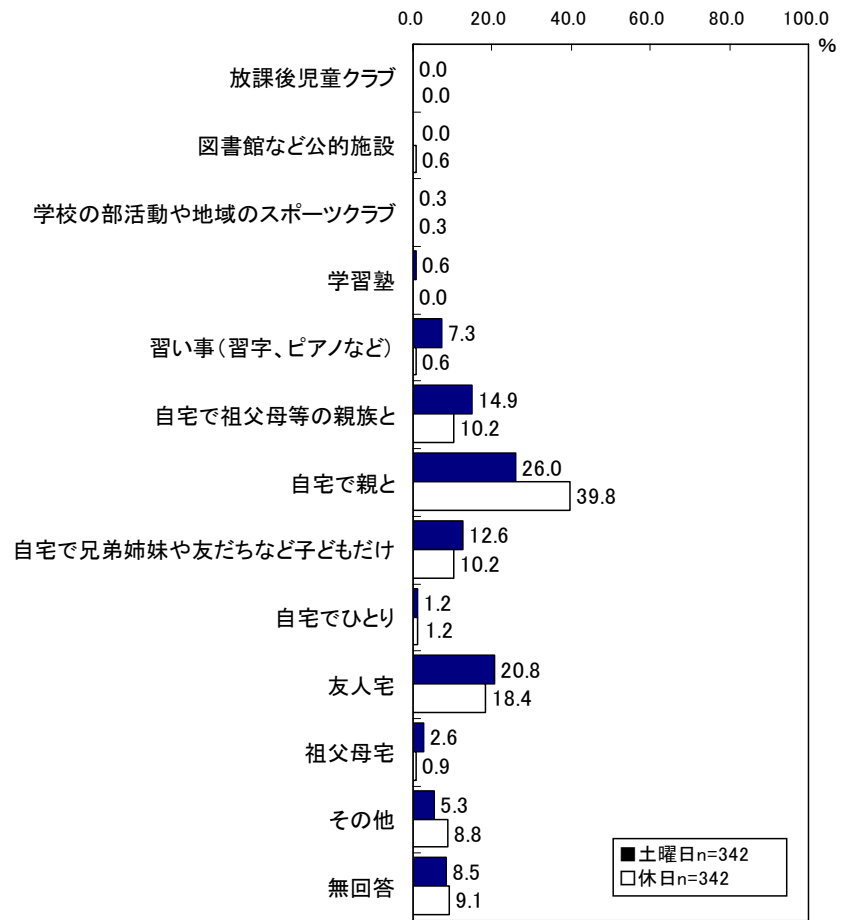
また、土曜日の午後（12～18時）は、「自宅で親」と過ごすのが26.0%で最も高く、「友人宅」が20.8%が続いています。

休日の午後は、「自宅で親」と過ごすのが39.8%で最も高く、「友人宅」が18.4%が続いています。

小学生で、平日の放課後、土曜日、休日とも「図書館など公的施設」で過ごすケースはほとんどないようです。



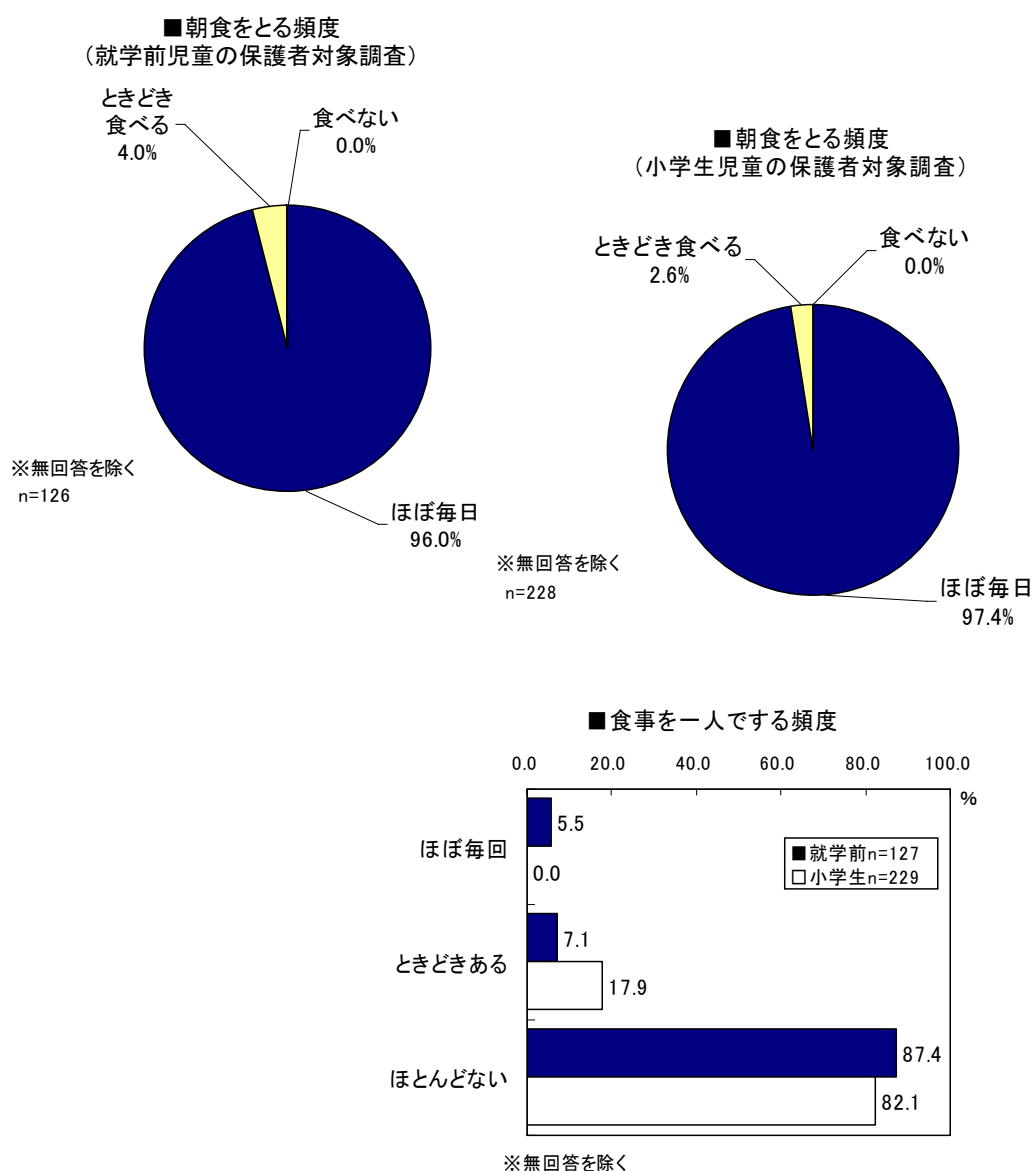
■土曜日・休日の午後の過ごし方について
(小学生児童の保護者対象調査)



○「朝食をまったく食べていない」子どもはいない

毎日、朝食をとっている子どもは、就学前児童（離乳食が完了している児童）、小学生とも 95%以上になっています。まったく食べない子どもは、就学前児童、小学生ともいませんでした。

また、子どもが一人だけで食事をする頻度について、「ほぼ毎回」は就学前児童で 5.5%、小学生ではいませんでした。これが「ときどきある」になると、就学前児童で 7.1%、小学生で 17.9%に上ります。



2. ニーズ調査からみた

少子化の流れを変えるための課題と方向

少子化が進展している状況の中、子どもを安心して生み、健やかに育てられる魅力的なまちづくりを推進していくうえで、解決しなければならないポイントを、ニーズ調査結果を基に整理しました。

○子育て支援サービスの充実を図る

本町では、6割以上の母親が仕事をしながら子どもを育てています。多くの保護者が、子どもが病気やケガのときなどに大変な思いをしています。「仕事を持つ」ことと「子どもを育てる」こと、この2つを両立できるような環境づくりを進めるために、保育サービスや地域における子育て支援サービスの充実を図るほか、働きやすい職場環境づくりについての支援もおこなっていくことが重要です。

○すべての子育て家庭の不安感・負担感を緩和する

子育てに関して不安感や負担感を感じている保護者が半数以上に上っています。保育サービスなどによる働いている母親への支援に加えて、子育てに専念している母親への支援も充実させる必要があります。同じ年ごろの子どもを持つ母親同士が交流し、情報交換ができる場や、さまざまな活動できるような場・機会づくりを推進する必要があります。

○子育ての情報提供体制・相談体制を整備する

今後利用したい子育て支援サービスとして多くの保護者が挙げているものに、子育て情報紙などでの情報提供があります。子育てに関する情報を望む保護者に対して、町の広報誌をはじめとした情報提供体制を充実させる必要があります。

また、乳幼児健診・母親学級・家庭教育に関する講座・相談室などにも多くの希望が寄せられているため、そういった子育てに関する学びや相談の場・機会も充実させる必要があります。

○子どもが安心して遊べる場所の確保・拡充を図る

必要としている子育て支援に、保育所や幼稚園の園庭の開放や子育て支援センター、児童館なども挙がっています。こういった子どもを安心して遊ばせることができる場への要望に応える環境の整備を図るとともに、子どもが休日に一緒に過ごす時間が多い親と一緒に楽しめる場・機会づくり、友人と自由に遊べる場・機会づくりも地域とともに支援していく必要があります。子どもの居場所づくりに関しては、既存の公共施設・サービスのあり方を見直すだけでなく、まちの財産である自然環境を利用するなど、地域とともに考えていくことも重要です。

○“食”を通じた子どもの健全育成を推進する

食は、子どもの成長に大きく影響します。食事をする環境はまた、家族の関係づくりにも影響するといわれています。少数ですが、毎回一人で食事をする子どももいます。食に関する啓発と併せて、できるだけ家族がそろって楽しく食事ができるような環境づくりを進めていく必要があります。

○地域の子育て力の向上を図る

子育て家庭の不安感・負担感の緩和や相談体制の整備、子どもの居場所づくりにあたっては、サービスの充実を図るとともに、身近な地域において支援・応援する仕組みづくりを進めていく必要があります。

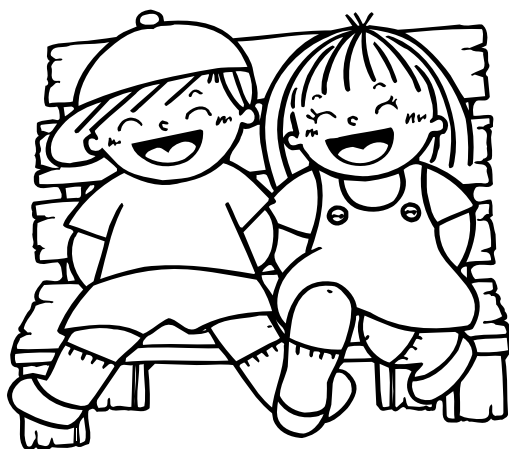
また、行事などをおして子どもが赤ちゃんとふれあう機会をつくるなど、子どもが次代の親になる準備ができるような環境を、地域でつくっていくことも必要です。

3. 基本方針

本計画では、「三加和町母子保健計画」に掲げた「子どもの将来像」と計画の基本目標を参考に、新たに目指す町の姿と4つの基本目標を設定し、子ども、子育て家庭の支援を推進していきます。

(1) 目指す町の姿

のびのびとたくましく
思いやりの心を持った子どもが育つまち



（２）計画の基本目標

目指す町の姿は、以下の４つのまちづくりに取り組むことで実現できるという考えのもと、計画の各施策・事業に取り組めます。

①「子どもが健やかで心豊かに育つまち」づくり

親が、安心して出産・子育てができるため、また、子どもの健康を守ることができるための、各種健診をはじめとした保健分野での支援を実施します。

また、子どもに正しい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、食育をはじめとする健康教育を推進します。

さらに、子どもが命の成り立ちや大切さについて知り、自分や他人の命を大切に思うことができるような取り組みを推進します。

また、たとえ病気や障害があっても、子どもが住み慣れた地域や家庭の中で自立した生活を送れるような支援を推進します。

②「親や家族が、喜び、楽しんで子育てができるまち」づくり

子どもと接するときの親の気持ちは、子どもの成長に影響を与えます。子育てをしている親や家族が、子育てを喜びと感じ、楽しみながら子どもと接することができるように、さまざまな支援策を推進していきます。

親が、精神的にもゆとりを持って子育てができるように、子育て仲間を見つけ、子育ての楽しさを共有できるような機会づくりを推進します。

また、仕事をしながら子育てをする家庭が増えていることから、各種の子育てサービスの充実に加えて、男性も含めた働き方の見直しをすることで、子育てと仕事の両立を支援していきます。

③「地域ぐるみで子どもを温かく大切に育てるまち」づくり

子育て支援策は、子育て支援サービスを充実させることだけではありません。身近な地域の住民が子育て中の家庭を温かく見守ることも必要です。地域で温かく見守られて育った子どもには、地域・ふるさとを大切に思う心が育ちます。

身近な地域が、「地域の子どもたちは地域で育てる」といった意識を持って、子育て家庭を支える仕組みづくりにも取り組みます。

④「子育てを楽しむ次世代の親が育つまち」づくり

いまの子どもたちも、いずれは家庭を持ち、自分の子どもを育てるときがきます。三加和町の子どもたちが、将来楽しんで子育てができる親になるため、「ふれあい体験」学習など、親になる準備ができるような支援策を推進します。

また、さまざまな人間関係を経験することは、子どもがじょうずに人間関係を構築していけるようになる手助けにもなります。家庭、保育所、学校、地域社会と協力して、世代を超えた多くの人と交流するための機会づくりを推進します。

（３）基本的な視点

基本方針に示した内容を達成するため、次に掲げる視点に留意し、子ども、子育て家庭の支援に関わる施策・事業を推進していきます。

① 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、取り組みを推進していきます。

② 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもと、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進していきます。

③ サービス利用者の視点

多様な個別ニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進していきます。

④ 社会全体による支援の視点

子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、企業や地域社会を含めたさまざまな担い手の協働のもとで対策を進めていきます。

⑤ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援だけでなく、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から施策を推進していきます。

⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域の団体や人材、自然、伝統文化、施設などさまざまな社会資源を効果的に活用していきます。

⑦ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、適切なサービス供給量、そして質を確保していきます。

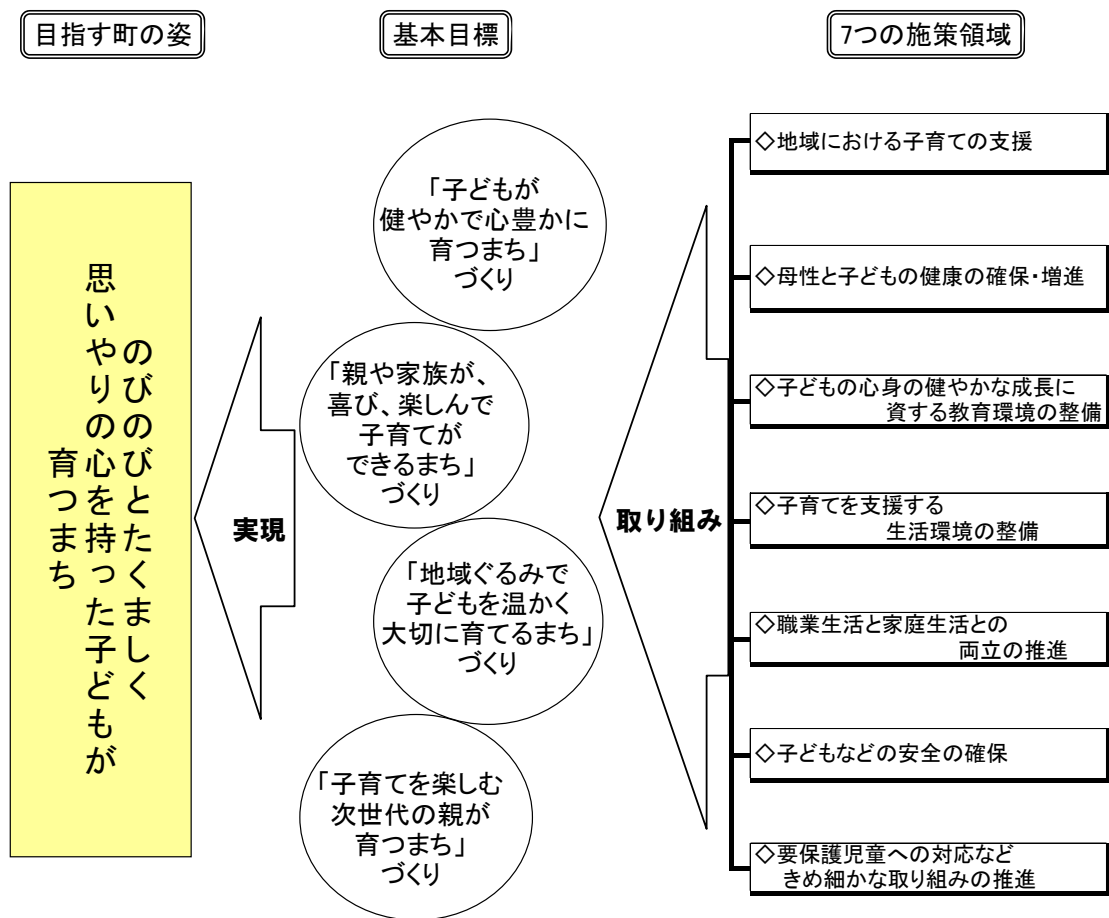
⑧ 地域特性の視点

歴史的背景や文化など、個々の地域の特性を踏まえたうえで、取り組みを推進していきます。

(4) 計画の体系

本計画は、次の体系に沿って、取り組みを推進していきます。

■目指す姿を実現するための7つの施策領域



各 論

1. 子ども、子育て家庭への支援を 推進していくための重点的取り組み

計画の基本方針、基本目標を実現させるため、以下の施策に重点的に取り組みます。

(1) 地域における子育ての支援

全ての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実、子どもの心豊かな成長を考慮した保育サービス提供体制の整備、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成、高齢者と子どもの世代間交流の推進などに取り組みます。

◀ 重・点・施・策 ▶

- 地域の人材を生かした子育てサポーターの育成
- 放課後児童クラブの実施
- 地域に根ざした子育て支援センター事業の推進
- 子どもが心豊かに成長できる保育サービスの推進
- 文化・スポーツをととした世代間交流の推進
- 地域の見守り体制の構築

（２）母性と子どもの健康の確保・増進

母親と子どもの心身の健康の確保および増進を図る観点から、保健、医療、福祉、教育の分野間の連携を図り、母子保健施策・食育・思春期対策などの充実を図ります。

重・点・施・策

- 各保育所、各小中学校、母子保健推進員、保健師等の連携による母子の健康確保・増進
- 体験活動を通じた食育の推進
- 学校と連携した赤ちゃんふれあい体験学習の実施
- 育児不安の解消を図る相談事業の充実

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を伝えることによる次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備、家庭や地域の教育力の向上に向けた支援、子どもを取り巻く有害環境対策の推進に取り組みます。

重・点・施・策

- 次代の親の育成に向けたレインボープラン（44ページ）の推進
- 保育所、小中学校での子育て講座の内容の充実
- 地域を巻き込んだ学校づくりの推進
- 保護司やPTAと連携したモラル指導・啓発活動

（４）子育てを支援する生活環境の整備

町内の良質な住宅の確保、危険個所の点検などによる安全な道路交通環境の整備、子育て世帯が安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進などに取り組みます。

重・点・施・策

- 歩道の整備
- 公共施設のバリアフリー化
- 通学路への防犯灯設置の推進

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含め、仕事と生活時間のバランスがとれるよう働き方の見直しを進めるとともに、仕事と子育ての両立を支援する体制の整備に関係機関、地元企業と連携を図りながら取り組みます。

重・点・施・策

- 性別役割分担意識の解消のための広報、啓発
- 職域に向けた子育ての重要性の広報、啓発
- 仕事と子育てを両立させるための保育サービスの充実

（６）子どもなどの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るための取り組みを、警察をはじめとする関係機関、地域と連携を図りながら推進します。また、被害に遭った子どもに対しては、学校などと連携し、立ち直りを支援するための相談体制の整備に取り組みます。

重・点・施・策

- 交通安全教育の充実
- 地域での防犯体制の確立
- 心の相談員の配置

（７）要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童を含む虐待防止ネットワークを核とした虐待の防止・相談体制の充実に取り組みます。また、ひとり親家庭などへの自立支援の推進、障害児施策として、疾病や事故の予防、障害の早期発見、障害児の健全な発達を支援するため保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携した総合的な取り組みを推進します。

重・点・施・策

- 児童を含む虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止に向けた子育て支援センターなどによる相談・支援体制の確立
- 保育所、学校、療育施設などと連携した障害児支援体制の整備
- 法律等専門員による相談事業の充実

「里づくり運動」で地域力の維持・向上を図る

三加和町では、人口の減少と少子高齢化により地域社会を支える生産年齢層が減少しています。そのため、集落の行事や区役の存続、伝統の継承ができなくなるなど、「地域力の低下」が心配されます。

そこで現在、地域力の維持・向上のために、現在ある 26 行政区を 8 つの地域に分け、各地域（「里」と呼称）で住民自治組織を設立する「八つの里づくり運動」を展開中です。それぞれの「里」では、住民自らが地域の将来像（目標）を描き、目標達成のための事業を立案し、それを実践していくことによって集落（行政区）の連携強化を図り、住民自治と地域の自立を目指します。

すでに組織が立ち上がった地域の里づくり運動の中では、各種イベント、祭りを開催し、子どもと地域の大人・高齢者との世代間交流をとおして心のつながりを深めています。また、産業や環境面だけでなく、子どもへの絵本の読み聞かせ会の開催など子どもを巻き込んだ活動もおこなわれています。

地域の中で子どもを見守り育てていこうという意識が高まり、今後もこういった活動がほかの地域にも広がっていくよう、啓発をおこなっていきます。

里づくり運動の今後の課題

- ※地域住民の里づくり運動への理解と協力を得る啓発活動の充実
- ※地域内すべての団体との連携
- ※里づくり運動の必要経費の調達方法の検討



七夕集会（夢ランド十町）

毘沙門天の見学（夢ランド十町）



■八つの里づくり運動

校 区	八つの里		
	里の地区	設立	状況
緑	十町	平成10年 4月19日設立	○愛称:「夢ランド十町」 ■企画交流、産業開発、自然環境、生活環境、広報の5部会を設置。 ※物産市、本の読み聞かせ会などの新たな展開 ※自然観察会、野外活動の実施など里山再生プラン事業の実施
	板楠	平成16年 6月4日設立	○愛称:「愛・夢・板楠」 ■環境、産業、ふれあい、広報の4部を設置。 ※田植え、稲刈り、収穫祭、タケノコ掘りなど小学生の農業体験事業 ※空き缶拾い、カーブミラー磨き ※広報紙発行
	上板楠	平成17年 4月24日 設立予定	◎キャッチフレーズ:「自然を生かした里づくり」 ■産業部、環境部、広報部の3部を設置。 次年度、3つの事業を計画。
神 尾	野田・ 太田黒	平成16年 5月29日設立	○愛称:「ひだまりの里」 ■広報、環境美化、教育文化、健康福祉、産業振興の5部を設置。 ※総合グラウンドへの樹木植樹 ※三味線演奏会、交流ペタンク大会、原賀隆一作品展など
	津田・ 平野		◎キャッチフレーズ:「水と緑の里づくり」 ■産業部、環境部、福祉部、広報部の4部を設置。 次年度、4つの事業を計画。
	岩	平成16年 10月24日設立	■村づくり、生活環境、農業、広報の4部を設置。 ※部ごとに具体的な事業を検討中
春 富	吉地	平成17年 4月24日 設立予定	○愛称:富貴の里「吉地」 ◎キャッチフレーズ:「夢キラリ! 明るく楽しい ふれあいの里」 ■環境部、資源開発部、観光交流部、むらづくり部の4部を設置。 次年度、5つの事業を計画。
	和仁	平成17年 4月24日 設立予定	○愛称:いにしへの里「春日原」 ◎キャッチフレーズ:「なごみ・やすらぎ・いやしの里」 ■産業観光部、環境部、文化福祉部、広報部の4部を設置。 次年度、4つの事業を計画。

平成17年3月現在

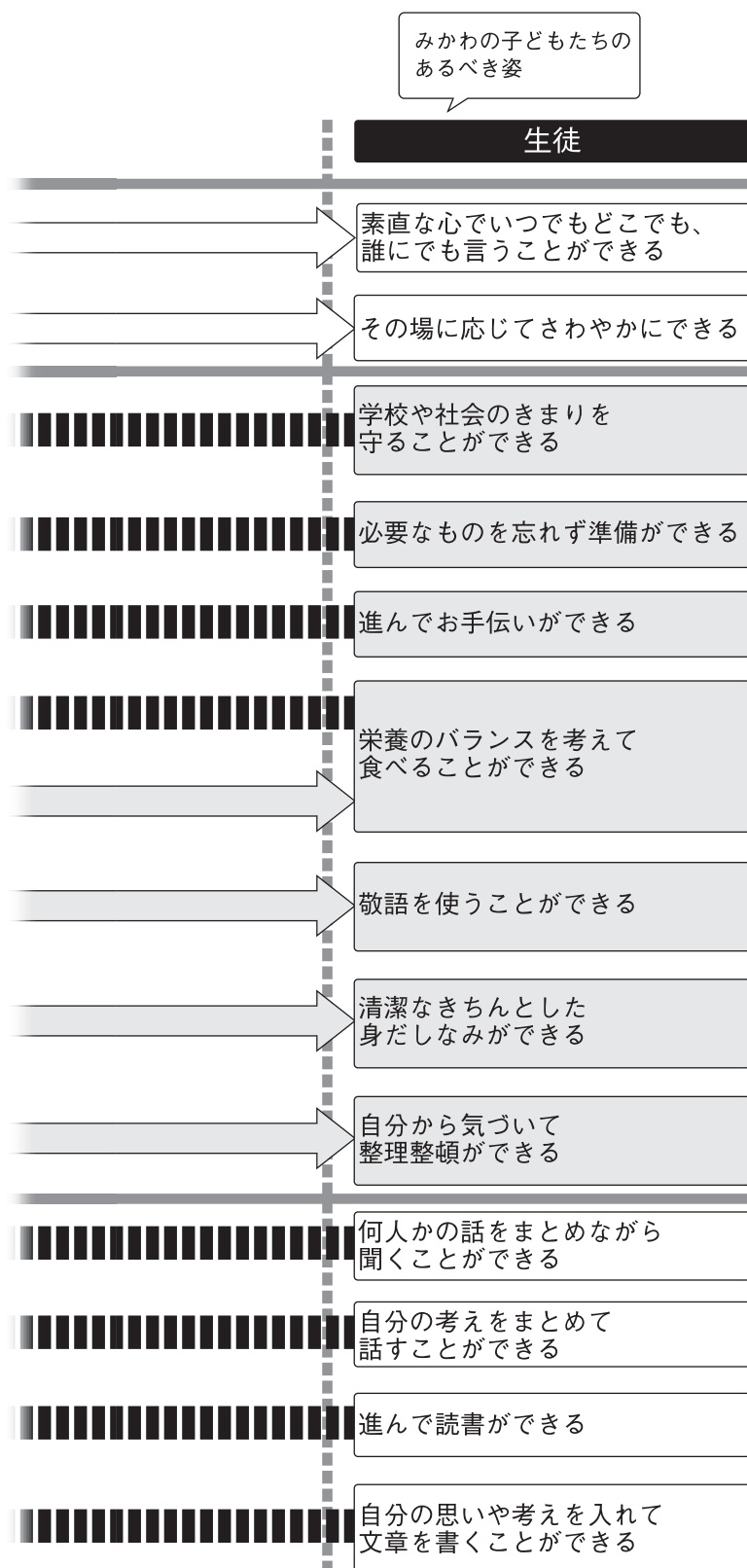
※「里の味と匠の技」発掘調査事業（平成17年度の共通事業）
各里に伝承されてきた味（料理）と手づくりの生活道具（技）を発掘・記録し、後世に伝える事業です。

夢を実現するのは、住民自身です

育てよう！ ふるさとの未来の「主役たち」

ふるさとみかわの次世代育成レインボープラン

		幼児	児童
■人とのふれあい 大切なこと	人と豊かにかかわりあえるように素直でやさしい心を育てましよう。	○やさしさ 自分から進んで言おう 「ありがとう」「ごめんなさい」「すみません」 心をこめて言おう	
		○あいさつ 元気よくしよう 「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」「さようなら」「おやすみなさい」 気持ちよくしよう	
■くらしで大切なこと	人と豊かにかかわりあえるようにくらしの中で基本的なことを身につけて自立できるように育てましよう。	○きまり 家の人や先生の言われたことを素直に聞こう	学校のきまりを守ろう
		○身じたく おうちの人といっしょにしよう	自分でしよう
		○お手伝い お手伝いをしよう	決めたお手伝いを続けてしよう
		○食事 すききらいをせず食べよう	行儀よく残さず食べよう
		はしを正しく使って食べよう 「いただきます」「ごちそうさま」を言おう	
		○ことば使い 「はい」とはっきり返事をしよう 「です」「ます」をつけて話そう 敬語を使って話そう	
		○身だしなみ いつもハンカチをもっておこう つめを短くして清潔にしておこう いつも髪を清潔にしておこう	
■学びで大切なこと	人と豊かにかかわりあえるように学習の中で基本的な態度を身につけて伝えあう力を育てましよう。	○整理整頓 はきものをそろえよう 服をたたもう あとかたづけをしよう	
		○聞く 静かに聞こう	相手の目を見て聞こう 相手の考えと自分の考えを比べて聞こう
		○話す 自分のことを話せるようになろう	その日のできごとを話せるようになろう わかりやすく話せるようになろう
		○読む 絵本を読んでもらおう	絵本や教科書を読もう 伝記・物語も読もう
		○書く 好きな絵を描いたり、色をぬったりしよう	ひらがな・カタカナを正しく書こう わかりやすい文章を書こう



三加和町では、平成12年度から学校、保育所、教育委員会、健康福祉課（行政）で「子育て連絡会議」を組織しています。子育て連絡会議では、次世代の親となる今の子どもたちに、人と豊かにかかわりあえるように、“素直でやさしい心・自立できる力・考えを伝えあう力”を身につけてほしいと考えました。

そこで、平成16年度に「三加和町次世代育成レインボープラン」を作成しました。このレインボープランには、そのような力を身につけるための、幼児期・児童期・生徒期の各時期のあるべき姿（目標）が描かれています。

- ◎素直でやさしい心を身につけるためには、元気で気持ちのよいあいさつや、「ありがとう」「ごめんなさい」が言えるように育てます。
- ◎自立心を養うためには、きまりを守る、自分の身の回りのことが自分でできるなど、暮らしの中の基本的なことができるように育てます。
- ◎伝えあう力を身につけるためには、「聞く」「話す」「読む」「書く」力が大切です。このような学びの基礎となる力を育てます。

地域全体がこのあるべき姿を共有し、その姿を目指して子ども本人および保護者・家庭へ地域全体で働きかけ、レインボープランを推進していきます。

2. 基本計画

子ども、子育て家庭への支援策として、推進する施策・事業の詳細は次ページからの基本計画表にまとめました。基本計画は、以下の体系に沿って作成しています。

■基本計画体系

(1) 地域における子育ての支援

- └─ ア 地域における子育て支援サービスの充実
- └─ イ 保育サービスの充実
- └─ ウ 子育て支援のネットワークづくり
- └─ エ 児童の健全育成
- └─ オ その他

(2) 母性と子どもの健康の確保・増進

- └─ ア 子どもや母親の健康の確保
- └─ イ 食育の推進
- └─ ウ 思春期保健対策の充実
- └─ エ 小児医療の充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- └─ ア 次代の親の育成
- └─ イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備
- └─ ウ 家庭や地域の教育力の向上
- └─ エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- └─ ア 良質な住宅・良好な居住環境の確保
- └─ イ 安全な道路交通環境の整備
- └─ ウ 安心して外出できる環境の整備
- └─ エ 安全・安心まちづくりの推進

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- └─ ア 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直しなど
- └─ イ 仕事と子育ての両立の推進

(6) 子どもなどの安全の確保

- └─ ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- └─ イ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
- └─ ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- └─ ア 児童虐待防止対策の充実
- └─ イ ひとり親家庭などの自立支援の推進
- └─ ウ 障害児施策の充実

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

(ア) 居宅における児童養育支援事業

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○乳幼児健康支援一時預かり事業 (産褥期ヘルパー)	●産褥期ヘルパーは未実施。 ○現在、産後に保護者が保育できない場合は家族が見たり、家族が見れない家庭は一時保育や保育園入所に対応している。		○ニーズ調査結果でも希望はわずかなあるため、保育園の一時保育で対応する。	健康福祉課 保育所
○乳幼児健康支援一時預かり事業 (訪問型一時保育)	●未実施。 ○町の出生数は年間30人前後と少なく、ニーズも少ないと考えられる。		○保育所での一時保育で対応するが、将来はファミリー・サポート・センターの事業化を検討する。	健康福祉課 保育所
○子ども家庭支援員	●未実施。	○ニーズ調査結果では、子育てに関しての不安感や負担感を約半数の保護者(未就学児童・小学生児童)が感じているため、早期に不安などの解消へ働きかけていく必要がある。	○町保健師などの個別訪問(赤ちゃん訪問)や、子育て支援センターの場を活用して、保護者の不安解消を図る。	健康福祉課
○乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育事業)〈派遣型〉	●未実施。	○ニーズ調査結果から、病気時は保護者が仕事を休んだり、親族知人に預けるなどに対応している。そのうち、66%の人が、仕事を休むことは困難だったと回答している。	○玉名市や近隣市町で実施している施設型病後児保育に委託して対応する。 ○町内企業へ休みを取りやすい環境づくりの働きかけをおこなっていく。	健康福祉課
○家庭的保育事業(保育ママ)	●未実施。		○当面は保育所での一時保育で対応するが、将来的にはファミリー・サポート・センターの事業化を検討する。	健康福祉課

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○ファミリー・サポート・センター事業	●未実施。 ○ニーズ調査結果では、ファミリー・サポート・センターの認知度は3割弱にとどまり、また、利用希望は就学前児童の保護者で24.3%、小学生の保護者では15.2%。	○「短時間預けたい」「送迎を希望する」など一時保育では対応できないニーズもあるため、今後、ファミリー・サポート・センター事業を実施する必要がある。 ○また、事業化に際しては住民への周知を図る必要がある。	○当面は保育所での一時保育で対応するが、将来的にはファミリー・サポート・センターの事業化を検討する。	健康福祉課

(イ) 居宅外における児童の養育支援事業

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○放課後児童健全育成事業（学童保育）	●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は未実施。 ○私立保育所2カ所で、小学校低学年児童の受け入れを自主事業（地域活動事業）としておこなっている。 【利用人数】 あおば保育園……4人／日 春富保育園……3人／日（土曜日）、2～3人／日（長期休暇中） ○小学生保護者対象のニーズ調査結果では、放課後児童クラブの認知度は約4割、また、利用希望は25.1%。	○小学校と連携した受け入れ態勢の整備が必要。 ○また、夏休み中などの対応を望む声があり、それについても検討が必要。	○町内の世帯の家族構成や就労状況が都市化してきており、徐々にニーズが高まることが予想されるため、今後、取り組んでいくべき事業である。 ○平成17年度から町立神尾保育園でも自主事業として小学校低学年児童の受け入れを実施する。	健康福祉課 保育所
○児童養護施設などでのショートステイ事業（短期入所生活援助事業）	●未実施。	○緊急かつ深刻なニーズに対応する事業であり、実績がなくとも、いざというときに安心できる体制を確保する必要がある。	○町内には受け入れる施設がないが、緊急の場合などに対応できるよう、近隣市町の施設との委託契約を検討する。	健康福祉課
○トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）	●未実施。		●平成21年度までに実施する予定はない。	健康福祉課

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育事業)〈施設型〉 ・ア 病後児保育 (回復の過程にあるもの) ・イ 病児保育 (回復の過程にあるものを除く)	●未実施。 ○過去(平成15年度まで)に玉名市と病後児保育(小児科医院付設)の委託契約を交わしていたが、実利用者はなかった。	○町から玉名市へは距離が遠ざがることも利用がなかった一因だと考えられる。 しかし、ニーズも高いことから、早急に玉名市と契約する必要がある。 ○今後、距離的に近い山鹿市などとも契約しておく必要がある。 ○病児保育についてもあわせて検討する必要がある。	○当面、玉名市が実施している病後児保育(レインボートルーム)で対応する予定(平成17年度から)。 ○山鹿市と病後児保育事業についての委託契約を検討する。	健康福祉課
○一時保育事業	○町内のすべての保育所(公立1カ所、私立保育所2カ所)で実施している。 【延べ利用日数実績(平成15年度)】 神尾保育園…半日利用1~2人/月 1日利用3~4人/月 春富保育園…半日利用2~3人/月 1日利用5~6人/月 あおば保育園…半日利用2~3人/月 1日利用7~8人/月	○現在通常保育の時間帯で一時保育を実施しているが、保護者の幅広いニーズに対応するため、休日保育などの開園日の拡大を検討している。その実施にあたっては、一時保育も連動した対応が必要。	○継続して実施する。	健康福祉課
○特定保育事業	●未実施。		○当面は一時保育で対応する。	健康福祉課 保育所

(ウ) 相談・情報提供および助言をおこなう事業

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○ファミリー・サポート・センター事業 〈再掲〉	〈再掲〉	〈再掲〉	○母親への相談・助言については、各保育所や町保健師と連携・協力して実施する。 ○子育てについては、地域みんなで支え合うという体制づくりに努める。	健康福祉課

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○つどいの広場事業	●未実施。 ○児童・保護者の交流の場としては、現在、町内3つの保育所で実施している「子育て支援センター」で対応している。	○母親が気軽に相談したり、出かけて交流を持てるような雰囲気・場所づくりが必要。 ○地域みんなで支え合うという体制づくりが必要。	○当面は子育て支援センターで対応する。必要に応じて専門職が対応するなど、子育て支援センターの内容の充実を図る。	健康福祉課 保育所
○地域子育て支援センター事業	○町内3つの保育所とも、子育て支援センターを立ち上げ、さまざまなプログラムの交流・遊びの場を開催している。 子育て支援センターにきた母親の育児の悩みなどへ対応する育児相談、また子育てに関する講演会・イベントなどの情報提供もおこなっている。 各センターで保健師による保健相談を月1回実施している。	○3カ所の実施内容が同じプログラムになりやすい。対象者が少なく、3カ所の利用者が同じメンバーになるので、それぞれのセンターでの特色・魅力を出す必要がある。	○町内3保育所が連携し、活動内容を検討していく。また、地域の人人々にも協力をお願いし、地域に根ざした子育て支援ができるよう考慮していく。	健康福祉課 保育所

(エ) 子育て支援の総合コーディネート事業

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○子育て支援総合コーディネート事業	○現在は健康福祉課で3保育所の子育て支援センターの活動内容などの子育て情報把握し、「広報みかわ」へ掲載し、また乳幼児健診などの機会を利用して紹介するなど、保護者への情報の提供、利用援助をおこなっている。	○今後、子育て支援センターが主体となつて総合的な情報の把握や提供をおこなっていく必要がある。	○行政だけではなく、各種団体や機関の協力を得るかたちで、情報提供や相談体制を確立する。	健康福祉課

イ 保育サービスの充実

施策・事業	町の取り組み			今後の方向	担当部署
	現 状	課 題			
○通常保育事業	○町内の保育所数は、公立1（定員60人・園児数69人）、私立2（定員45人・園児数50人）と、定員45人・園児数35人）。数値は平成16年8月時点。 ○待機児童なし。 ○低年齢児の入所が増加傾向にある。	○園児が保育所で楽しく過ごせるようプログラムを検討することが重要である。また、保育士が心の余裕を持って保育に携わり、園児と信頼関係を築くことと、また保護者とも信頼関係を築くことが重要である。 ○低年齢児の入所増加に伴い、3歳未満児の保育室が手狭になっているため、それに対応して、十分なスペースを確保するなど保育環境の整備、安全性の向上を図る必要がある。	○今後も保育サービスの提供体制の維持、保育基盤の整備に努める。	健康福祉課 保育所	
○延長保育事業	○すべての保育所で実施している。 ○町立神尾保育園では、延長保育を自主事業として実施している（午前7時30分から午後6時まで。利用者は毎日3、4人）。 ○私立保育所2カ所では、補助事業として実施している（午前7時から午後6時30分まで）。利用者はあおば保育園5、6人／日、春富保育園1、2人／日。 ○ニーズ調査結果では、平日は3割弱、土曜は6割強の保護者が延長保育を希望している。		○子どもの生活リズムを考慮し、現在の取り組みを維持する。	健康福祉課 保育所	
○休日保育事業	●未実施。 ○ニーズ調査結果では、約2割の保護者に休日の保育サービスの利用希望がある。	○実施の際は、利用方法が子どもの幸せを考慮したものであるよう配慮する。	○休日保育の実施については、3保育所の輪番制での実施も含めて、今後検討する。	健康福祉課 保育所	
○夜間保育事業	●未実施。 ○ニーズ調査結果では、わずかながら19時、21時台までの保育サービス利用希望がある。		○少数のニーズに対しては今後、ファミリー・サポート・センター事業に準ずる小規模での子育てボランティアを活用した事業で対応する。	健康福祉課 保育所	

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○一時保育事業	○3保育所で実施している。 【利用状況】 町立神尾保育園……月9人程度 私立あおば保育園……月1人程度 私立春富保育園……月5人程度 ○ニーズ調査結果では、約3割の保護者が子どもの一時預かりサービスの利用を希望している。		○現在の取り組みを維持する。	健康福祉課 保育所
○保育サービスに関する情報提供	○町の広報誌「広報みかわ」や、子育て支援センターからの毎月の通信で保護者へ情報を提供している。 ○保育所では、園児の保護者に対して園便りやクラス便りなどで情報を提供している。		○提供する情報内容の充実を図るとともに、配布場所・方法などを検討し、保護者がより情報を得やすいようにする。	健康福祉課 保育所
○サービス評価の仕組み・実施	●未実施。	○サービスの正確性、公平性を確認するためにも将来的には評価を実施しなければならない。	○保育所・保護者・健康福祉課で、評価方法、評価の視点について検討する。	健康福祉課 保育所

ウ 子育て支援のネットワークづくり

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○地域における子育て支援サービスのネットワーク	●現在のところ、子育て支援・保育サービスの総合的なネットワークはない。	○町内各保育所の意見交換会などをおこなう必要がある。 ○子育て支援総合コーディネーター事業の検討において、各センターが定期的に意見交換をおこなう連絡会の設定などを通じてネットワーク形成を図る必要がある。	○町内の3つの保育所と行政や学校とといった関係機関の連絡・協力体制を強め、情報交換の会議などを開催し、子育て支援サービスのネットワーク形成を検討していく。	健康福祉課 保育所

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○子育て支援サービスなどの情報提供	○子育て支援センターの毎月の催しは「広報みかわ」や各センターからの通信で知らせている。 乳児訪問、乳幼児健診などの機会には、各センターの紹介をおこなっている。 ○ニーズ調査結果では、町が発行する子育て情報紙や広報などを利用したいとする人の割合は就学前児童の保護者で7割弱、小学生の保護者で半数以上になっている。		○保育所や健康福祉課、学校教育課、社会教育課が連携してさらに積極的に子育て家庭に対して情報を提供していく。	健康福祉課 保育所 学校教育課 社会教育課
○地域住民への子育て参加への意識啓発	○保育所でおこなう行事、講演会などの開催については、チラシ、「広報みかわ」をとおして地区の住民に知らせていく。	○地域住民全員が子育てを支援するよう体制づくりを話し合い、検討する必要がある。	○地域の子育て家庭を地域全体で支えるという意識を住民に根付かせることを目的に、「八つの里づくり」運動を進めていく。	健康福祉課

工 児童の健全育成

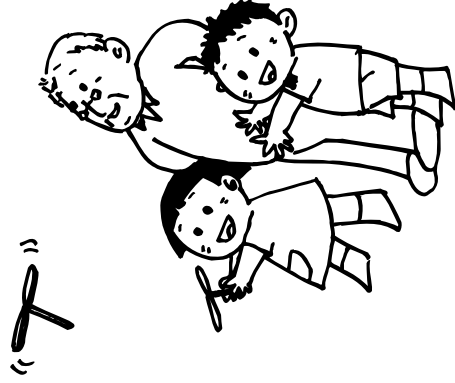
施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○町公民館図書室・地域の公民館・広場の開放	○祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで開放している町公民館図書室は、児童が自主的に参加し、安全に過ごすことのできる居場所の一つとなっている。		○各行政区（集落）の公民館や広場などを利用して、子どもたちの交流の場（居場所）をつくる。	社会教育課
○総合型地域スポーツクラブ	○町民体育館スカイドームを拠点に、平成16年10月から総合型スポーツクラブ「だっでんくらぶ」が活動している。 その中では、小学生向けに少年野球、ジュニアバスケット、ショートテニス、囲碁、将棋などのプログラムも設定している。		○総合型スポーツクラブ「だっでんくらぶ」は、子どもにとって地域の大人とふれあう機会にもなっており、今後とも内容の充実、利用者の拡大を図る。	社会教育課

町の取り組み				
施策・事業	現 状	課 題	今後の方向	担当部署
○ふれあいの森整備基本計画での自然体験交流ゾーン整備構想	○平成15年度に「ふれあいの森整備基本計画」を町で策定。その中では、体験交流ゾーン、遊びの森ゾーンなど自然体験や自由に遊ぶことができる施設の整備を計画している。	○具体的な整備の時期が明確でない。	○ふれあいの森整備構想は、今後の町振興計画の中で整備を進めていく。	企画観光課
○子ども料理教室の開催	○町食生活改善推進員連絡協議会が実施主体となって、平成16年度から毎月第2土曜日に、小学3～6年生の希望者を対象に子ども料理教室を開催している。毎回、3校区合わせて30人程度の参加がある。	○料理への興味を持つ子どもが増えているが、男児の参加が少ない。	○料理の仕方が身についてきたら、居場所としてだけでなく、栄養の基礎を学ぶ機会としての目的も果たせるようにしていく。	健康福祉課
○町公民館の開放	○町内に児童館はなく、町公民館を地域における中高生の活動拠点として提供している。	○長期休暇以外は、利用者は多くない。児童館ではないため、常駐の指導員がいない。	○現在の取り組みを引き続きおこなっていく。	社会教育課
○ふるさと伝統工芸保存事業「手漉し和紙体験学習」	○町教育委員会主催で、町内の町立保育所年長児、小学6年生、中学3年生を対象とした「卒園・卒業証書」を作成している。町手すき和紙保存会のボランティアを活用して、町手すき和紙の歴史について学び、実技・体験をおこなう。 ○小学生のクラブ活動「郷土クラブ」や総合学習の時間でも紙すき体験を実施している。	○子どもたちの反応は、紙すき技術や和紙そのものへの興味につながっている。今後は、子どもたちが紙すきを町の伝統工芸として保存していきたいと思えるような体験活動へ発展させていく必要がある。	○伝統工芸の良さや伝統工芸を生かした創作活動のおもしろさをもっと広めて、子どもたちの意欲を伸ばすものと検討していく。	社会教育課
○子どもたちを対象にした宿泊体験活動の開催	○町では、町内の児童（小学5、6年生）を対象に夏休みに宿泊体験活動を実施している。 活動では、青少年教育施設（町民体育館、町公民館）に宿泊して、キャンプファイヤー、ナイフカービングなどの体験をおこなっている。		○小学5、6年生を対象にした通学合宿を実施する予定。	社会教育課

施策・事業		町の取り組み			担当部署
		現 状	課 題	今後の方向	
○ワークキャンプ（福祉体験学習）	○学校・生徒会・社会福祉協議会が主体となり、中学生の希望者で町内の特別養護老人ホーム、老人保健施設での1泊介護体験をおこなっている。	○弱者や高齢者をいたわる気持ちを芽生えさせるためには、希望者だけでなく生徒全員が体験できる機会が必要。	○生徒全員が体験できる機会とし、高齢化社会に備えてやさしい心・弱者をいたわる心を育ていく。	○生徒全員が体験できる機会とし、高齢化社会に備えてやさしい心・弱者をいたわる心を育ていく。	学校教育課
	○職場体験学習	○中学1、2年生が町内の協力企業で年1～2日職場体験をしている。	○受け入れ企業が町内に少ないため、体験できる職業の幅が狭い。	○現状どおり実施していく。	学校教育課
○子育て支援センター事業・子ども料理教室などへの民生児童委員の参加	○民生児童委員および主任児童委員が、子育て支援センター事業や、子ども料理教室に年3回程度参加している。地域の子どもたちや子育ての実態を把握したり、母親や子どもたちと顔見知りになる場になっている。	○民生児童委員および主任児童委員の活動は、高齢者福祉への関わりはまだまだ少ない。	○民生児童委員および主任児童委員を中心に、地域住民の子育てへの支援がもつと広がるように、子どもや子育て中の家庭の実態を把握するための訪問なども、民生児童委員、主任児童委員の活動の中に組み入れていく。	○民生児童委員および主任児童委員を中心に、地域住民の子育てへの支援がもつと広がるように、子どもや子育て中の家庭の実態を把握するための訪問なども、民生児童委員、主任児童委員の活動の中に組み入れていく。	健康福祉課
	●未実施。	○現在のところ、主任児童委員または民生児童委員が若者の性に関する実態を知る機会がほとんどない（保健所主催の研修会が平成16年度に1回開催された）。	○子育ての実態と合わせて、思春期の子どもたちの実態や、それを取り巻く環境を民生児童委員および主任児童委員が知る機会をつくることを今後検討していく。	○子育ての実態と合わせて、思春期の子どもたちの実態や、それを取り巻く環境を民生児童委員および主任児童委員が知る機会をつくることを今後検討していく。	健康福祉課
○民生児童委員の思春期保健への取り組み					健康福祉課
○引きこもりおよび不登校への担任・養護教諭の個別対応	○青少年健全育成会議 ○地域警察連絡協議会 ○中学校への心のアドバイザー配置	○引きこもりおよび不登校への対応は、担任・養護教諭が個別に対応している。		○子育てには地域ぐるみでの直接・間接の支援が必要であるという地域住民の認識を強めるために啓発をおこなっていく。	社会教育課 学校教育課 総務課
		○青少年健全育成会議や地域警察連絡協議会では、青少年の非行防止のためのネットワークを構築し、街頭指導などをおこなっている。		○関係各方面が連絡・協力する体制を構築するためにネットワークの充実を図る。	
				○引きこもりおよび不登校への対応として、平成17年度から、中学校に「心のアドバイザー」を配置する予定。	

オ その他

施策・事業	現 状	町の取り組み 課 題	今後の方向	担当部署
○子どもと大人・高齢者との世代間交流	○保育所では、七夕づくりやサツマインモの苗植えから芋掘りまでなどの年間行事を、高齢者の参加を得て開催している。 ○小中学校では、毎月「学校へ行くこうデー」を実施し、保護者をはじめ一般住民が授業参観や学校行事への参加が自由にできるようにして、子どもたちや学校への関心を持ってもらう工夫をしている。	○小中学校になると、高齢者の協力を得る機会が保育所に比べて減っている。	○今後さらに、保育園・小学校・中学校・関係部署（機関）との連携を深めて、実施していく。 例として、社会教育課主催の「老人大学」受講生、町内の老人施設入所者と、小中学生、保育園児との交流会を実施していく。 ○「学校へ行くこうデー」もさらに推進していく。	社会教育課 学校教育課 保育所
○子育て支援センターの園庭開放	○町内3保育所では未就園児に園庭開放を実施している。 【実施状況】 町立神尾保育園……土曜日のみ 私立春富保育園……保育園開園日 私立あおば保育園……保育園開園日	○開放日の保育士や空き教室の確保が必要。また、開放日について情報の周知が不十分であるため、さらに周知を図る必要がある。	○日数の拡大と、十分な周知を図る。	健康福祉課 保育所



(2) 母性と子どもの健康の確保・増進

ア 子どもや母親の健康の確保

施策・事業	現 状	町の取り組み 課 題	今後の方向	担当部署
○母子保健推進員活動	○母子保健推進員は各校区に2人ずつ、町内に計6人配置している。主な活動として、子育て中の家庭への訪問（乳幼児健診、予防接種の通知を配布）をおこなっている。 ○また、母子保健事業や町内の子育て中の母子の現状などについて理解を深めるため月1回、研修をおこなっている。	○きめ細かなサービス提供を図るうえで、行政だけでは限界もあり、地域の人材を生かせるような体制が必要。	○虐待予防の観点からも、身近な相談相手として母子保健推進員の役割が期待されている。今後も現在の取り組みを続けていく。	健康福祉課
○乳幼児の栄養、育児指導に必要な人材の確保	○現在、町には保健師3人。栄養士は事業実施時に臨時雇用している（年間延べ75日程度）。	○事業推進のためには栄養士が不可欠であるが、現在、栄養士は事業実施時のみ臨時雇用の状況。	○現状を維持する。	健康福祉課
○新生児（乳児）訪問 ○乳幼児健診 ○母親学級	○新生児（乳児）訪問は、新生児全員を対象に随時、保健師がおこなっている。 ○乳幼児健診は、町保健センターで実施している。対象者のほぼ全員が受診している。 ○母親学級は、「栄養」「歯科」「妊娠期の過ごし方」の3コースを1クールとし、毎月実施している。平成15年度の受講者数は延べ12人。 ○妊娠期については、母子手帳交付時に初めて面接し、次は出産後に会うというケースが多い。母子手帳も代理人が取りに来るケースがあり、また母親学級の参加者も少ない。 妊娠期の母親と保健師の関わりはほとんど持っていない。	○妊娠期を健やかに過ごし、元気な赤ちゃんを出産するために、妊婦が正確な知識を習得しそれを実践に移せるよう、産婦人科と連携しながら働きかける必要がある。	○母親学級については、住民の要望を把握しながら、今後の実施の有無、実施方法について検討していく。 ○新生児（乳児）訪問、乳幼児健診は現在の体制で継続して実施する。	健康福祉課

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○育児不安解消のための相談（母子手帳交付時、妊婦相談、育児相談、子育て支援事業の中の相談、母子保健推進員活動、乳幼児健診時）	○妊娠・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて、育児不安の解消を図るため、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談日を設けている。また、保健師は随時相談に対応している。	○保健師がカウンセリング技術を修得する必要がある。 ○家族間や地域の中で支えあう力が脆弱化しており、相談したり、支援を要求できる家族間の信頼関係の構築が必要。	○各種研修の受講により、保健師のカウンセリング技術やコーディネート技術の修得を図る。	健康福祉課
○乳幼児健診における保護者への事故予防のための安全教育	○乳幼児健診時には、各月年齢に応じた事故予防についての指導を保健師がおこなっている。	○保護者や家族の意識を高め、各家庭で乳幼児の周辺環境（安全性）の整備をおこなっていくことが必要。	○現在の取り組みを継続しておこなっていく。	健康福祉課
○母親学級・妊婦相談における出産準備教育および出産に対する相談への対応	○母親学級では、助産師が妊娠中の経過、気をつけることなどについての出産準備教育、相談を実施している（年4回）。 ○妊婦相談は毎月2回相談日を設けて実施。 ○母子手帳交付や母親学級時に、家庭環境や、就業中の妊婦に対しては職場環境などを聞きながら相談に応じている。	○妊娠・出産の経過に満足できず、精神的な面での協力が必要であり、配偶者が子育てを共同しておこなう意識を持てるようにする教育が必要。	○現在の取り組みを継続しておこなっていく。	健康福祉課

イ 食育の推進

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○子ども料理教室の開催〈再掲〉	〈再掲〉	○参加した子どもが家庭でも料理をつくったりと、料理への興味が出ていく。現在のところ、居場所づくりが主な目的であるため、栄養の基礎を学ぶまでには至っていない。	○料理の仕方が身についてきたら、栄養の基本を学ぶ機会へ移行させていく。	健康福祉課

町の取り組み				担当部署	
施策・事業	現 状	課 題	今後の方向		
○ジュニア農業体験事業	○ジュニア体験事業では「農業体験」を実施している。 「農業体験」では、児童が水稻などの栽培をおこない、収穫時に学習成果を発表する。 平成16年度は神尾小学校で実施した。	○児童が、植え付けと収穫時だけでなく、農作物の成長の過程について学習すること、食物の命をもち、食物の大切さと感謝の心を養い、食べ物を大切にすることを学べる機会を確保する必要がある。	○農業体験事業そのものはPTAや子ども会でもすでに実施されている。 加えて、いろいろな食物にも命があることを理解できよう、農作業だけでなく畜産・漁業などの体験も含めた幅広い農業体験の実施を検討する。	農林振興課	
○子育て支援センター料理教室	○子育て支援センター事業で、未就園の親子を対象に、栄養士による親子調理教室を開催し食事づくりの体験活動を実施している（2子育て支援センター）。ほかの1センターでは、センターに来る親子が保育所の給食を食べる機会を設けている。	○保健センターと町内3保育所が連携して、乳児期の離乳食からの食事指導を強化する必要がある。	○今後も乳幼児を持つ保護者に対し、食育についての支援や情報提供を続けていく。 ○親子での調理体験にも取り組めるよう努める。	健康福祉課 保育所	
○歯のお話（保育所）	○各保育所でのフッ素塗布時（年1回）に、歯科衛生士、保健師による「歯のお話」を実施している。	○年中・年長児にわかりやすいよう、内容や媒体などの工夫が必要。	○保育所と連携を図りながら、今後、より充実するよう検討していく。	健康福祉課 保育所	
○母子手帳交付時・母親学級での妊娠中の食生活に関する指導・情報提供	○母子手帳交付時に食生活についての聞き取りと指導をおこなっている（月2回。第2、4金曜日）。 ○母親学級では、妊娠中の食事、出産後の食事について栄養士の指導をおこなっている（年4回）。	○妊産婦本人だけではなく、その家庭や家族を含めて、適切な食生活について啓発・教育する必要がある。 ○母親学級への参加者が少ないため、より多くの妊婦に聴いてもらえるよう参加を呼びかける必要がある。	○母親学級への参加の呼びかけ、産科医との連携により、さらなる知識の普及を図る。	健康福祉課	

ウ 思春期保健対策の充実

施策・事業	現 状	課 題	今後の方向	担当部署
○小中学校の教科での性教育	○小中学校では、各学年で性教育を実施している。このうち中学校では助産師や産婦人科医師による講話がおこなわれている。	○思春期保健を、学校と行政が連携して取り組んでいく必要がある。 ○子どもたちが、10代で妊娠するリスクを考えたり、妊娠・避妊の正しい方法や理論を学ぶ機会が必要。また、お互いの性を尊重するということ、望まない行為に誘われたときに断れるコミュニケーション技術などを学ぶ機会も必要。	○性教育について、学校と話し合う機会をもち、町保健師が小中学校で命の大切さや、性・生命に関するお話（講演）を、赤ちやんふれあい体験など、学校とともに取り組んでいく。	健康福祉課
○中学生、高校生に対するピアカウンセリングへの参加勧奨	○平成15年5月から看護協会有明支部が「まちの保健室イコイバ」を実施している。九州看護福祉大学の学生が得る。管内の中・高・大学生や若者に、ピアカウンセリング（仲間による相談）をおこなっている。そこに町保健師も専門職スタッフとして協力し、また、町内の若者へ参加勧奨をおこなっている。	○「まちの保健室イコイバ」のPRが不足している。場所が遠いため、それに代わるような、中・高・大学生や若者が自由に相談できる体制の整備が必要。	○中・高・大学生や若者が自由に相談できる体制や場の設置を、学校や保健センターで検討し整備していく。	健康福祉課
○小中学校の教科での禁煙・薬物乱用防止教育	○有明保健所の出前講座を利用し、小中学校での禁煙教室を実施している。 ○青少年補導の立場、警察などから非行防止講演会を実施している（平成16、17年度）。	○小中学校を通じ、一貫した禁煙についての教育が必要。	○喫煙・薬物防止についての教育は、子どもたちに言葉で直接訴えていくことが重要である。 このような観点から、子どもたちのより深い理解を得るため、町保健師や保健所職員、病院職員などに依頼して、各学校で講演をおこなう。	健康福祉課 学校教育課
○小中学校への「心の相談員」の設置	●未実施。		○心の問題に関する相談体制は、以前中学校で実施していた「心の相談員」のような相談員を配置して、電話での相談対応、相談員の自宅での相談対応ができるような体制づくりをおこなう。	学校教育課

エ 小児医療の充実

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○小児医療体制の充実	○小児科医の診察を必要とする人は、近隣市町の医療機関を利用している。 ○夜間初期外来診療は、玉名市の玉名地域保健医療センターで対応している。 ○午後10時以降、土・日曜日、祝日の診療は、玉名市の玉名中央病院、荒尾市の市民病院が対応している。	○小児科医療機関が玉名市内に多く、三加和町の住民にとっては遠い。山鹿市内の病院が近い。鹿本郡市医師会と連携していくことも必要。	○今後は郡市医師会加入の小児科以外の医師も在宅当番医となれるよう、市町村が負担金を出し、内科、外科などの医師に対する研修の実施を平成17年度から予定している。 ○管内の身近な医院で救急医療が受けられるよう整備を図っていく。	健康福祉課

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○人権教育の充実	○すべての町民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重し合い、差別のない人権共存社会を目指す観点から、男女がともに家庭を築き、子どもを生ま育てることの意義を、講演会や「広報みかわ」などを通じて啓発している。	○男女が協力して家庭を築くことの教育については、思春期保健対策の中で実施していく必要がある。	○行政をはじめとした社会全体で男女共同・男女平等の大切さについて訴えていく。	健康福祉課 学校教育課 社会教育課
○神尾保育園児と中学生のふれあい交流体験	○町立神尾保育園では、学校が土曜日を休みとしたのを機に、独自で中学生と園児との「ふれあい交流体験」を計画し、中学生に呼びかけている。保育所での交流、遠足などへの参加をおこなっている。	○現在は希望した教員が参加しているだけで、中学生の全員が体験できる機会がない。	○中学生は学校の部活動をやっているなど、なかなか保育所の保育時間と合わないが、保育所と学校の連携を密にし、行事などへの参加を中学生へ呼びかけていく。	学校教育課 保育所

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○中学生の保育所および保健センターでの職場体験学習	○中学1、2年生が町内の協力企業で年1～2日職場体験をしている。 ○その中で、保育所または保健センターへ職場体験学習に来るのは10教人。	○現在は保育所または保健センターでの実習を希望してきた生徒だけで、中学生の全員が体験できない（しない）。 ○新生児期など、すべてにおいて周囲の世話を必要とする時期の子育てを体験できる機会を全員に対して設ける必要がある。 ○介護の分野はかなり男性の働き手が多くなかったが、保育・子育てには参加が少くないという現状もあるため、男子生徒の参加も呼びかける必要がある。	○高校生については県教育委員会、小中学生については町教育委員会（学校教育課）と協力して、保育所、幼稚園での体験学習の場を年数回設けた学習カリキュラムを組むことを検討していく。	健康福祉課 学校教育課

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

（ア）確かな学力の向上

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○学力充実推進事業 ～ニューフロンティアスクールプロジェクト～	○平成15年度までは、小中学校での交流授業をおこなっていた。中学校の教師が小学校に出向き、教科の専門性を生かして教科担任とのティームティーチングによる授業をおこなった。 ○平成16年度からは、小中学校の全教師が6つの教科（国語・社会・算数〈数学〉・理科・音楽・体育）のいずれかの部会に入り、教科プロジェクトを組んで熊本型授業（熊本県が目指している「子どもがわかる授業」）の創造を図っている。	○町内4つの小中学校とも小規模校のため、全教科（9教科）でのプロジェクトが組めない。 ○教師が授業を研究するための時間の確保が難しい。	○最も適切な学習指導案である「モデル指導案」を作成する。 ○各教科の小中学校から中学校までの学習内容を年表型にまとめた「教科年表」を作成する。	学校教育課

(イ) 豊かな心の育成

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○「あいさつ運動日本一」推進の町へあいさつは心と心をつなぐ愛言葉～	○「あいさつ運動日本一」では、平成12年度、町内の中学校生徒会が提唱した「あいさつ運動日本一推進の学校」づくりを目指し町内の全小中学校で展開した。 平成13年度は、町がこの取り組みを受けとめ、「あいさつ運動日本一推進の町」づくりに着手した。ステッカーをつくり、町内全戸、町内の企業に配布した。この取り組みは現在も進行中。 今では町が実施するすべての会議でもあいさつに始まりあいさつで終わるようになっている。また町内3小学校でも子どもを中心に朝のあいさつ運動が定着している。	○子どもに比べて大人の積極的な取り組みが不足しており、大人から子どもへの声かけなどが今ひとつである。	○今後は、以下の2点を目標に、「あいさつ運動日本一」を推進していく。 ①家庭での「あいさつ運動日本一推進の家」の立ち上げ ②「三加和デー（毎月30日）」の創成と声かけ実践の立ち上げ	学校教育課

(ウ) 健やかな体の育成

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○金栗マラソン大会への小中学生の全員参加	○平成12年度…金栗マラソン大会は児童・生徒の自主参加。 ○平成13年度以降…学社融合の視点から、学校行事の一環として小中学生の全員参加とした。		○マラソン大会への小中学生の参加は今後も継続して実施する。	学校教育課
○中学校体育教師による小学校体育教科での指導	○小学校からの要望に応じて、中学校の体育教師が小学校に出向き、専門性を生かして小学生への体育指導の手助けをしている。	○中学校体育教師の小学校へ出向く時間の確保が課題。	○今後も継続して実施する。	学校教育課

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○小中学校における学校部活動	○学校部活動は現在希望者のみの参加。 ○町内の一般の人が自己の専門的な技能を生かして、児童生徒へ指導をおこなっている。	○児童生徒数の減少のため、部員の確保が困難。また、そのため子ども種目のやりにくい種目の部も設置できない。	○当面は現行どおり実施する。 ○シーズンごとに種目を変えたり、隣接する学校と合同で部活動をおこなうなどの方法も、今後検討していく。	学校教育課
○小中学校での健康教育の推進 ○保健所と連携した小中学校での禁煙・禁酒・薬物乱用教育の実施	○小中学校では、養護教諭を中心とした健康教育を推進している。 ○健康について、子どもにアンケートをするなどして実態を把握し、その結果を保護者や教師に周知し、生活習慣の改善を図っている。 ○小中学校では、禁煙・禁酒・薬物乱用防止教育を、有明保健所と連携して実施している。		○今後、子ども料理教室の中で健康的な食事について教育するなど、健康教育の内容の充実を図る。 ○また、学校での禁煙・禁酒・薬物乱用防止教育については、今後も保健所などと連携して実施していく。	学校教育課 健康福祉課

(エ) 信頼される学校づくり

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○「学校へ行こうデー」の設定 ～毎月15日は町内4校すべての学校を開放～	○平成13年度、町内の人の誰もが自由に学校を参観できる日として、中学校に「学校へ行こうデー」（毎月15日）を設定した。 ○平成14年度、学校を地域の「コミュニケーションセンター」として位置づけた。 ○平成16年度以降、町内全小中学校で「学校へ行こうデー」を実施する。	○ただ観るだけの参観型学校訪問から、参観者が子どもとともに取り組む参加型学校訪問への転換を図る必要がある。	○町内の全小中学校とあわせて、保育所にも「学校へ行こうデー」を拡大する。	学校教育課
○学校評議員制度	○町内4校とも学校評議員制度を活用し、地域の人たち（評議員）の意見や考え、声を受け、学校運営に生かしている。	○評議員に日ごろから学校運営や教育内容に関心を持ってもらう必要がある。	○学校と評議員の日ごろからの密な情報交換をおこなっていく。	学校教育課

町の取り組み				
施策・事業	現 状	課 題	今後の方向	担当部署
○指導力強化研修（授業研究会）	○小中学校合同の授業研究会を実施している。 ○町内の全小中学校の事務、養護教諭も含めた全学校職員が、それぞれの教科、職種ごとに自分たちでテーマを決め、それについての研究をおこなっている。	○教員が授業研究会に参加する十分な時間が確保できない。	○研修に講師を招聘することで、授業研究会の内容の充実を図る。	学校教育課
○小中学校の体育館の整備	○各小中学校の体育館の整備を実施している。		○計画に基づき、整備を進めていく。	学校教育課 建設課
○各小中学校における不審者防止対策マニュアルの作成 ○学校職員の不審者侵入訓練	○平成15年度に各小中学校で不審者防止対策マニュアルを作成した。 ○学校に不審者が侵入したときの対応法について、学校職員で年1回程度、訓練を実施している。	○地域に開かれた学校づくりをおこなう一方で不審者の侵入を完全に防止することは不可能である。マニュアルの周知、訓練の実施による学校職員のさらなる防犯意識の向上を図ることが必要。	○マニュアルの周知、訓練の実施を各学校で継続しておこなっていく。	学校教育課 建設課 総務課



(オ) 幼児教育の充実

施策・事業	現 状	課 題	今後の方向	担当部署
	○平成12年、町では、三加和町子育て連絡会議を立ち上げた。 【連絡会議での取り組み】 13年度、保育所、小学校の幼児・児童の交流。 15年度、保育所、小中学校の代表者による基本的な生活習慣、学びの習慣、心の教育の育成。 16年度、次世代育成レインボープランの完成（各家庭〈保・小・中〉に配布）。	○保育士、学校教諭、保健師など町内の子どもにかかわる職種それぞれが共通の目標を持って子どもとその保護者へ働きかけていくため、レインボープランをそれぞれの職種に対してさらに周知する必要がある。	○子育て連絡会議の中で、レインボープランに基づいた保育所、小中学校、行政などそれぞれの取り組みを報告しあうなど、レインボープランの推進を図る。 また、家庭や地域へ子どもたちの現状を知らせるなど、家庭での子育て、教育のあり方を見直してもらおうという働きかけを、子育て連絡会議の中で検討し、関係機関で連携しておこなっていく。	学校教育課 健康福祉課 保育所
○三加和町子育て連絡会議 ～次世代育成レインボープラン～	○児童が保育所から小学校へスムーズに移行できるようにと、保・小交流を始めて3年になる。 平成14年度は11月に保育園児が小学校を訪問。2月に小学1、2年生が保育所を訪問。 15年度は、6月に小学1、2年生が保育所を訪問。11月に保育園児が小学校を訪問。2月に小学1、2年生が保育所を訪問。 16年度、7月に小学1、2年生が保育所を訪問。11月、保育園児が小学校を訪問。夏休み期間中には小学校教諭が、一日または半日、保育所を体験し園児との交流を深めた。	○保育所職員の学校訪問の実施を検討する必要がある。	○保育所、小学校それぞれから、交流における成果や課題などを関係機関だけでなく地域全体に発表する機会をつくる。	学校教育課 保育所

ウ 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 家庭教育への支援の充実

施策・事業		町の取り組み				担当部署
現 状	課 題	今後の方向				
○家庭教育学級「夢世紀みかわ・はとぼっぼ学級」の開催	○各小中学校、保育所では、年1回、授業（保育）参観などとあわせて、保護者（PTAなど）を対象に、「はとぼっぼ学級」（家庭教育・子育て講演会）を実施している。 ○保育所での開催では、参加人数にばらつきがある。また、全体的に男性の参加が少ない。	○はとぼっぼ学級の開催には、PTAや保育所と町の連携が特に必要であり、本事業の趣旨などについての共通理解と共通認識を得る必要がある。	○今後も、関係機関が本事業の趣旨について理解を深めて、事業内容の充実に努める。		社会教育課 学校教育課 保育所	
○子育て経験者や専門職による家庭教育に関する相談	○身近な子育て経験者として母子保健推進員を各校区に2人ずつ配置している。 ○子育て支援センターの保育士や、各保育所の保育士、保健師、主任児童委員も保護者の相談に対応している。	○各家庭の教育力の格差を、相談や情報提供などにより縮減させていく必要がある。	○今後も子育て中の親が相談しやすい体制の整備を検討していく。		健康福祉課 保育所	

(イ) 地域の教育力の向上

町の取り組み				今後の方向	担当部署
施策・事業	現 状	課 題			
○総合型地域スポーツクラブ活動の推進	○平成16年度、総合型地域スポーツクラブ組織を設立した。	○各競技種目（サッカー、ビーチボールバレー、バドミントン、ペタンク、ジョギングなど）の教室の指導者、指導協力者の発掘が必要。 ○会員会費（金額）の設定が必要。 ○クラブマネージャー、事務局員の選出が必要。	○スポーツクラブ自体は、行政主導型ではなく、受益者（会員）の負担金（会費）により運営される、会員自らでつくるクラブサークルである。 行政として、クラブ役員会やクラブイベント開催時にスタッフとして協力することはもとより、会員役員主体で活動していくという意識の向上を推進していく。	社会教育課	

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○地域開放型体育館の整備	○平成12年、町民体育館（スカイドーム2000）を建設。 ○平成14年、三加和町立緑小学校体育館を建設。 ○平成15年、三加和町立神尾小学校体育館を建設。 ○屋内体育施設を新設する場合には、地域連携開放スペース（ミーティングルームなどの地域住民が交流できるスペース）を整備している。		○地域連携開放スペースの利用促進を図る。	建設課
○ジュニア農業体験事業（再掲）	〈再掲〉			農林振興課
○ワークキャンプ（福祉体験学習）〈再掲〉	〈再掲〉			学校教育課
○ふるさと伝統工芸保存事業「手漉き和紙体験学習」〈再掲〉	〈再掲〉			社会教育課

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○青少年育成町民会議総会での「有害図書自動販売機ゼロ運動」推進についての周知	○町内に有害図書自動販売機の設置はないが、「有害図書自動販売機ゼロ運動」について青少年育成町民会議の中で周知を図っている。	○有害情報があふれている環境に関して、関係する機関、事業者、住民へ啓発をおこない、それらが子どもたちの目に触れないような配慮をしていく必要がある。	○引き続き、有害図書自動販売機を町内に設置させないよう、区長会などとおして住民への啓発・周知をおこなっていく。	社会教育課

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良質な住宅・良好な居住環境の確保

施策・事業	現 状	町の取り組み 課 題	今後の方向	担当部署
○町営住宅事業	○現在、町営団地は板橋団地、津田団地、和仁団地、百園団地の、合わせて54戸。 ○三加和町営住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画を平成14年度に策定し、百園団地（4戸）に合併浄化槽を設置するなど、居住性の向上を図っている。 ●ファミリー向け、多子世帯向けの優先入居などは現在のところおこなっていない。	○現存する団地の居住性の向上を図っているが、厳しい財政状況の中、計画どおりに進めていくことが困難。 ○住宅に関する需要は高いため、町営住宅の設置や住宅地造成などを検討していく必要がある。	○各年度ごとに設定している事業量を可能な範囲で進めていく。 ○町では、過疎化により空き家も多くなっているため、提供してもらえる住居については住宅として有効活用ができるよう検討していく。	総務課
○ふれあいの森整備基本計画での住宅地造成ゾーン整備構想	○整備の方針は、ふれあいの森の一部を若者の定住やU・J・Iターンの促進を図るための定住モデル空間とすることである。 整備内容は、100坪程度のゆったりとした区画を設け、田舎暮らしを想定したモデル住宅としている。 ○整備年度は確定していない。		○ふれあいの森整備基本計画が確定し次第、計画に基づき整備を進めていく。	企画観光課

イ 安全な道路交通環境の整備

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○人に優しい道づくり（歩道の整備）	○平成8年から12年にかけて、4路線、延長にして約2,000メートルを、広い幅の歩道のある人に優しい道として施工完了した。新たに1,100メートルを施工している。	○町道で新規改良する路線については、地形的に、また用地などの支障がない場合、歩道の設置を計画し、施工している。既存の町道（改良済み）で歩道をさらに改良する必要がある路線については計画し、施工している。 ○また、国道・県道で一次改築が終了している路線については、歩道整備を県に随時要望しているが、県の財政事情により、進捗状況ははかばかしくない。	○計画に基づき、整備を推進していく。	建設課
○通過車両の速度抑制	○平成12年度以降、交差点計画の見直しを実施し、交差点の道路の幅を広くしないなど、通過車両の速度の抑制を図っている。	○道路が広くなれば、通過車両の速度が上がるため、危険性が増す。そういった危険性を、今後いかに減少させるかが課題。	○現在の取り組みを推進する。	建設課

ウ 安心して外出できる環境の整備

（ア）道路、公共施設へのユニバーサルデザイン導入

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○人に優しい道づくり（歩道・車道の段差解消、乗入れ口の段差解消）	○平成8年度から、歩道のマウンドアップ（車道との段差）の解消、乗入れ口の段差解消をおこなっている。		○計画に基づき、整備を推進していく。	建設課

施策・事業	現 状	町の取り組み 課 題	今後の方向	担当部署
○ユニバーサルデザインへの取り組み	○公共建築物のバリアフリー化については、新規に計画される建築物は当初からユニバーサルデザインを考慮して計画、施工している。既存の建築物は、スロープを設置するなど、必要個所に随時施工している。 ○既存施設のバリアフリー化にあわせて、人々が集まる公共の施設や道路・歩道、公共交通機関などに、できるだけ多くの人が最初から利用しやすいようにデザインするというユニバーサルデザインの考え方を取り入れている。 段差の解消を図り、エレベーター、手すり、誘導ブロック、点字での表示、大きな文字の案内板、絵文字による案内板を設置するなど、子どもや高齢者、さまざまな障害を持った人などに配慮したもののづくりやまちづくり、情報サービスづくりに取り組んでいる。 役場内の受付カウンターの高さやつくりなどもその一例である。また、町の概要や文化財、名所旧跡などを紹介したホームページの中で、音声による案内や文字を大きくするなど機能を組み入れて、視力の弱い人など誰にとっても楽に情報が伝わるように工夫している。 このように、ここ数年、公共施設などの中には、ユニバーサルデザインを取り入れたものが少しずつではあるが目につくようになってきた。	○既存の施設のバリアフリー化を進める必要があるが、財政的に困難な状況である。 ○既存の施設のバリアフリー化とあわせて、ユニバーサルデザインの考え方を住民に対して啓発していく必要がある。 ○施設、道路、案内表示板などにユニバーサルデザインを採用するうえでは、車いす使用者や妊婦、外国人といった、さまざまな人の意見を取り入れていく体制を構築する必要がある。	○既存施設（公民館、保健センターなどの）のバリアフリー化を進めるなど、今後もバリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づいた建物への移行を推進していく。 ○ユニバーサルデザインの考えを、行政のさまざまな分野に取り入れる体制づくりをおこなう。	建設課 企画観光課

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレなどの整備

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○公共施設のトイレ設備整備（ユニバーサルデザインへの取り組み）	○平成12年度以降に整備した屋内体育施設3カ所、屋外トイレ1カ所に、ユニバーサルデザインをとりいれている。	○託児施設の整備については計画なし。	○トイレは生活するうえで重要な施設である。公共施設や公衆のトイレをはじめ、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたトイレなどの整備を図っていく。 ○子育て世帯が頻繁に利用する施設は特に利用しやすいように工夫していく。	建設課 企画観光課

(ウ) 子育て世帯への情報提供

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	●未実施。	○まず、バリアフリーの必要性に対する認識を住民の中に高める必要がある。そして、子育て支援情報の総合的な提供とあわせて、子育てバリアフリー情報の提供を図る必要がある。	○整備されている施設の情報提供体制を整えていき、平成21年度までに、子育てバリアフリーマップの作成を目指す。	健康福祉課

エ 安全・安心まちづくりの推進

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○防犯灯の設置	○町が設置した防犯灯数は213基。 ○町PTA連合会からの要望により平成12～14年の3カ年に分けて設置した。現在、通学路にさらに防犯灯を整備する計画はない。 ○通学路・公園などに緊急通報装置などを整備する計画もない。	○集落と集落との間は防犯灯が設置されていない場所が多い。通学路としては危険も多いため、防犯灯の設置を要望する声は多く、設置する必要がある。 ○防犯灯は、町が設置したものと集落でそれぞれ設置したものがあり、維持・管理をどちらがおこなうかななどの問題がある。 ○防犯灯設置と同時に、道路の改良（拡幅・歩道の整備）も進める必要があるが、財政面の問題がある。	○平成17年度からは国道・県道の一部に設置してある防犯灯については、町が維持管理していく。 ○集落での防犯灯の設置、維持・管理を検討していく。	建設課 総務課

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○防犯設備の整備 ○防犯設備整備の必要性に関する 広報啓発活動	○平成12年度以降に設置した施設（体育館など）では、整備計画に基づいて鍵や警報装置、柵・フェンスを設置している。 ○防犯設備整備の必要性に関する広報啓発活動は「広報みかわ」などで実施している。	○学校施設や保育施設で、より防犯性を高める必要がある。	○設備の整備計画を推進する。	建設課
○公共建築物における防犯設備の整備	○小中学校体育館、町民体育館には球技での破損の防止、進入防止を目的に強化ガラスを設置している。 ○保育所園舎の防犯・災害対策への対応が十分でない。	○保育所園舎の防犯・災害対策は早急に実施する必要がある。	○今後建設される公共建築物では、ドア、窓などへの防犯機器の設置を図る。 ○平成17年度に町立神尾保育園の園舎の一部を改修する予定。	建設課 福祉課

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直しなど

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○男女共同参画意識の啓発	●未実施。	○男女平等社会を実現するためには、諸外国での男性の育児や家事への貢献度が高いことや、女性の社会進出の例を示すなどとして、地域・家庭・職場で、仕事優先意識や性別役割分担意識の解消に努めることが必要である。 男女が生きがいと充実感を持って生活できるような社会・家庭の創造のため、意識の改革を進める必要がある。	○人権教育の視点から、性別にとらわれない社会を目指す意識づくりを広報などで啓発し、推進する。	社会教育課 企画観光課

イ 仕事と子育ての両立の推進

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○ (1) ーア、イの事業 〈再掲〉	〈再掲〉			健康福祉課 保育所
○子育てボランティアの育成	●未実施。	○育児ボランティアなどを養成する必要がある。	○育児サポーターなどのボランティアグループの育成・登録の実施を検討する。	健康福祉課 保育所

(6) 子どもなどの安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(ア) 交通安全教育の推進

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○三加和町交通安全対策協議会	○町交通安全対策協議会において各種団体の連携・協力体制ができている。 ○毎年春・夏の交通安全週間に街頭指導を実施している。	○子どもたちの通学時の安全確保を、地域住民が意識して、交通安全週間の期間中だけでなく年間を通して声かけなどを実施していく必要がある。	○現在の取り組みを推進し、地域住民の意識啓発のため町で「安全の日」の設定などを検討していく。	学校教育課 保育所

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○「交通安全日本一運動」～光るタスキを身につけて、スクールゾーンを登下校～ ○交通安全日本一運動	○小中学校では、交通安全訓練を毎月実施し、子どもにも交通安全をおこなっている。 ○年2回、学校から玉名の交通安全協会に依頼して、子どもにも交通安全をおこなっている。 ○保護者にも交通安全の啓発をおこなっている。 ○平成14年度から、各学校PTAでの安全パトロールを実施している。 ○15年度、中学校で交通安全宣言校としての立ち上げをおこなった。～全員タスキをつけての登下校開始～ ○16年度、全小学校でも交通安全宣言校スタート。～自分の命は自分で守る～現在、町の全児童・生徒がタスキをつけて登下校している。	○大人の交通安全運動の盛り上りが今一つであるため、大人に対する安全意識の高揚が必要。 ○大人の交通ルールの遵守の推進を図る必要がある。	○交通安全日本一運動については現状維持。 ○交通事故ゼロ、交通ルール違反ゼロの達成を目指し、安全指導をおこなう。	学校教育課 保育所

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○三加和町乳幼児交通安全対策用補助装置購入助成金（チャイルドシート購入補助） ○チャイルドシート着用について母子手帳交付時、母親学級における啓発	○着用については、母親学級などで啓発をおこなっている。 ○チャイルドシート購入にかかる費用については、1万円を限度に町が半額補助し、利用しやすい環境づくりを推進している。 【助成金利用状況】 平成15年度、6件。 平成16年度、4件（17年1月末時点）。 制度について、母子手帳交付時に紹介している。	○保育所の送迎時のチャイルドシート使用の徹底を図る必要がある。	○助成制度は継続して実施する。 ○チャイルドシート着用の徹底のため、着用の必要性や購入費助成制度の周知を、さらに積極的にこなっていく。	総務課 健康福祉課

イ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

施策・事業		町の取り組み			今後の方向	担当部署
現 状		課 題				
○地域警察連絡協議会による声かけ事業マップづくり ○少年補導員によるパトロール ○子どもを守る町民ネットワークづくり	○犯罪などに関する住民への情報提供として、地域警察連絡協議会では、声かけ事業マップ（これまでに下校中の子どもに不審者が声をかけた場所を示した地図）をつくっている。 ○少年補導員によるパトロールをおこなっている。	○子どもが犯罪に巻き込まれないためには、子ども自身が帰宅時間に気をつけたり、非行行為をおこなわないことも重要であるが、近年は家庭教育力の低下が顕著であるため、その向上を図る必要がある。 ○保護者への啓発活動の難しさがある。			○子どもを守る町民ネットワークづくりに取り組む。 ○子どもが犯罪に巻き込まれないための「子どもの非行ゼロの町」づくりに取り組む。	学校教育課
○青少年育成町民会議および地域警察連絡協議会における情報交換	○子どもを犯罪などの被害から守るために、青少年育成町民会議および地域警察連絡協議会では、定期的な連絡会議を開催し、関係機関の情報交換をおこなっている。				○現在の取り組みを継続して実施する。	学校教育課
○保護者、教職員による通学区パトロールの実施	○各学校で、月を決めて定期的に通学区パトロールをおこなっている。そのほか、PTA委員による通学区点検（街灯設置依頼）や、各学校教職員による通学路点検をおこなっている。	○中学生の一人下校の解消を図る必要がある。			○パトロールは継続して実施する。	学校教育課
○各学校での警察などによる子ども、PTA向けの防犯についての講話の実施	○町では、子ども、保護者を対象に防犯についての啓発活動と講話をおこなっている。	○親の参加を確保するために創意工夫が必要。 ○子ども、親の危機意識が不足しているため、研修の機会を増やす必要がある。			○子ども、保護者対象の防犯についての講話を引き続き実施し、また「広報みかわ」を利用して防犯キャンペーンを実施する。 ○保護者に対して、「子どもは親が守る」という意識の向上へ向けた啓発をおこなう。	学校教育課
○「子ども110番の家」の設置	○連絡網の整備と各個所での協力依頼をおこなっている。				○協力を依頼した家をはじめ全戸に対して、いざというとき子どもが駆け込みやすい態勢をつくっておくことの必要性を啓発していく。	学校教育課

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○児童への防犯ベルの配布と使い方の指導	○小学生には、防犯ベルを携帯させている。		○児童、保護者に対して防犯ベルの使い方や、器具の管理・点検の必要性を指導していく。	学校教育課

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○町内各学校、各保育所の犯罪・いじめ・児童虐待などの対策推進会議	○いじめなどの対策推進会議を各小中学校で設置し、いじめの予防、早期発見、早期対応や、また不登校への対応などをとおこなっている。	○保護者・家族への、家庭での子どもとのかかわり方の指導やアドバイスを、保育所や学校といった関係機関が連携しておこなう必要がある。	○各小中学校で設置する対策推進会議で、いじめ・不登校への対応を検討し、町学校保健委員会や、それらへの対応に関する情報交換と、家庭の教育力を高めるための関係機関の連携を図る。	学校教育課 健康福祉課 保育所
○教育相談 ○スクールカウンセラー ○町学校保健委員会	○いじめなどの被害を受けた子どもについては、県の巡回相談や、県教育事務所やスクールカウンセラーの相談を利用している。 ○町学校保健委員会は養護教諭を中心に、関係機関の情報交換、研修会などの活動をおこなっている。	○いじめや虐待などによって被害を受けた子どもは、カウンセリングや立ち直りの支援はまだまだ十分とは言えない。より専門的なカウンセリング技術を持った人材への相談できる体制の整備が必要。	○平成17年度から町単独事業として心のアドバイザーを中学校に配置する予定。 ○学校保健委員会は現在の取り組みを継続しておこなう。	学校教育課

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

ア 児童虐待防止対策の充実

施策・事業	現 状	課 題	今後の方向	担当部署
〇母親学級 〇乳幼児健診、健康相談（乳児・1歳児・2歳児） 〇保健師、母子保健推進員による訪問 〇地域子育て支援センター 〇育児相談	〇虐待の発生予防として、乳幼児健診・訪問、子育て支援センターおよび保健センターにおける各種相談により母親の育児不安を軽減するための対応をおこなっている。 〇また、母親学級では、助産師を講師に呼ぶ日に乳児相談を同時に実施し、妊婦が乳児とふれあったり、産婦と話すことのできる機会を設けることで、妊婦が出産後の生活をイメージし、産後にスムーズに適應できるようになっている。 〇平成15年度から心理判定員による発達相談も実施し、発達面における育児不安への専門家による対応をおこなっている（年4回）。	〇最も支援を必要とする出産後間もない時期に専門職がかかわっていく必要がある。 〇自ら相談しには来ないが、問題を抱えている家庭を早期に発見し、対応していく必要がある。	〇出産後に支援を必要としている母親へ早期にかかわられるよう、産婦人科と連携をとっていく。	健康福祉課 保育所
〇虐待防止連絡協議会	〇これまでも、保育所、保健センターといった各関係機関の情報は担当者レベルで随時おこなっていたが、住民全体の児童虐待防止に関する意識向上や、問題を抱える家庭への支援体制の構築を図るため、平成16年度、虐待防止連絡協議会を設立した。 〇虐待防止連絡協議会は、福祉事務所、民生児童委員、県福祉総合相談所などで構成されている。 〇関係機関がそれぞれの役割を果たすだけでなく、相互に連携して、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもへの保護、自立支援、親への指導、アフターケアといった支援を総合的におこなう体制を構築している。	〇各関係機関が気になる家庭を発見したら、早急に実務担当者間で事例検討会を開催して、それぞれの役割分担と見守り体制を確立するなど、虐待防止連絡協議会を機能させていく必要がある。 〇児童の保護者と接する機会の多い民生児童委員および主任児童委員、保育士、町保健センターなどが連携を密にし、各種情報に対して迅速に対応できる体制の整備が必要。	〇発生予防として住民への啓発、早期発見・早期対応のための事例検討会や情報交換を充実させることなど、虐待防止連絡協議会の推進を図る。 〇虐待を発見した場合は、虐待にいたる経緯を十分に把握して対応すること、虐待への対応が可能な家庭へのフォローアップなど、その家庭への対応していく。	健康福祉課 学校教育課

イ ひとり親家庭などの自立支援の推進

町の取り組み				
施策・事業	現 状	課 題	今後の方向	担当部署
〇子育て短期支援事業 〇ひとり親家庭等日常生活支援事業	●未実施。	〇子育て短期支援事業やひとり親家庭等日常生活支援事業については、ニーズ量の把握が必要。 〇地域の人たちの声かけや、支援につなげるような情報提供などといった温かい見守りも大切であり、地域づくりの一環として進めていく必要がある。 〇ひとり親家庭の人が、地域の人に悩みを打ち明けたり相談できるような地域づくりが必要。	〇ひとり親家庭などが必要としているサービスについてニーズ調査を実施し、子どもの一時預かりへのニーズがあれば、設置予定のファミリー・サポート・センターに準ずる子育てボランティアで対応していく。	健康福祉課
〇保育所入所の際の配慮	〇ひとり親家庭への優先的な配慮は未実施だが、町内の保育所は待機児童もいないため、入所を希望し、保育に欠ける(家庭での保育が難しい)という条件を満たしていれば入所を受け入れている。		〇現状維持。	健康福祉課
〇経済的支援	〇母子家庭や祖父母などが養育している家庭には、県から所得に応じて児童扶養手当を支給している。		〇現状維持。	健康福祉課
〇就業支援	●未実施。	〇ひとり親家庭が安定した経済基盤をつくれるよう、就業支援をおこなっていく必要がある。	〇今後、ひとり親家庭に対して資格取得の情報、就業の情報をもっと積極的に周知していく。	健康福祉課
〇就業促進のため民間事業者へ協力要請	●未実施。	〇町内や近隣市町に働く場自体が少なく、ひとり親家庭の就労状況が厳しい。 〇公的・民間事業所に対して、ひとり親家庭の親が優先的に就業できるよう啓発する必要がある。 〇ひとり親の就労状況なども調査し、把握する必要がある。	〇就労状況の調査をおこない、ひとり親家庭の優先的就労について、事業所への啓発をおこなっていく。	健康福祉課

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○ひとり親家庭などに対する相談体制や情報提供の充実	○一般家庭と同じく、育児相談、子育て支援の相談で対応している。特別にひとり親家庭のみを対象とした相談は実施していない。	○増加する母子・父子家庭が、気軽に相談できる体制の構築と、法律などの専門的知識を持った相談員の確保が必要。	○民生委員協議会、県福祉総合相談所などと相談しながら、定期的な相談日の確保を検討していく。	健康福祉課

ウ 障害児施策の充実

施策・事業	町の取り組み			担当部署
	現 状	課 題	今後の方向	
○妊婦・乳幼児に対する健康診査の推進	○妊婦健診は医療機関委託で実施しており、ほぼ全員受診している。 ○乳幼児健診（再掲）では、疾病や障害の早期発見のため、異常が疑われる児については医療機関に委託して精密検査を実施している。 また、精神発達に関しては、二次健診を保健所で実施している（平成17年度からは荒尾・玉名地域の市町で広域的に実施する）。町でも、心理判定員による精神発達相談を実施している（年4回）。 ○乳幼児健診の中では障害の原因となりうる事故の予防について、各月齢・年齢に応じて保健師などが指導をおこなっている。	○障害の早期発見・早期治療についての取り組みを、関係機関が協力して充実させる必要がある。	○現行の方法で、さらに充実させながら実施する。	健康福祉課
○学校における健康診断の推進	○児童生徒に対しては、各小中学校で健康診断を実施している（心臓検診、検尿、ギョウチンウ検査、耳鼻科、眼科検診、児童血液検査、結核二次検査）。 ○身体的な障害がある児童については、乳幼児期の健診などでほぼすべて発見されており、学校で発見されることはまれである。 学校で発見される障害としては、精神発達障害、学習障害などがあり、疑いがある場合は、直接学校から保護者へ医療機関を受診するよう勧められている。		○現行どおり実施していく。	学校教育課

町の取り組み				
施策・事業	現 状	課 題	今後の方向	担当部署
○適切な医療および医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの実施、就学支援を含めた総合的支援体制の整備などの一貫した総合的取り組みの推進 ○障害児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談の推進	○身体および知的障害児の支援費制度により訪問調査を実施し、早期療育を受けられるよう必要なサービスの支給決定を福祉係で実施している。 ○サービスの利用についての相談には随時対応している。 ○就学指導委員会を実施し、就学を迎えた障害のある子どもたちの就学について、保護者の希望を尊重しながら学校、保育所、教育委員会、健康福祉課など関係者で協議している。	○障害児やその家庭に向けたサービスをさらに充実させる必要がある。	○現状を維持しながらさらに推進する。	健康福祉課 学校教育課
○特別支援教育のプロジェクト	○小学校、中学校の特殊学級の担任を中心に教育的指導体制を立ち上げ、特別支援教育のあり方について研究している。	○特別支援について、保護者へ啓発していく必要がある。 ○各学校で、特別支援について教職員の共通理解を得る必要がある。	○特別支援事業は、平成17年度は移行措置、平成18年度から完全スタートする。	学校教育課
○保育所における障害児の受け入れの推進	○保育所で受け入れを実施している。	○預かるだけでいいのか、障害児に対する療育を必要とするのかなどを検討し、目的をきちんと決めたいうえで、療育に関する専門的な技術を習得した者を確保すること、そして各保育士向けにもかかわり方などの研修を実施する必要がある。また、保育士からの相談に対応できる体制の整備が必要である。 ○障害児が、地域で見守られての学習、生活ができる地域づくりをおこなっていく必要がある。	○ニーズがあれば、保育所での低学年児童受け入れ事業の中で、障害児の受け入れをおこなっていく。また、障害児へのかわり方についての研修を実施する。	健康福祉課 保育所

3. 特定 14 事業の目標事業量

特定 14 事業とは、保育・子育て支援事業に関する 14 の事業（市町村が実施に努めることと規定されている児童福祉法第 21 条の 27 の具体的な事業）です。今回の行動計画策定において定量的な目標値設定が求められている事業でもあります。今回の行動計画策定において、それぞれに定量的な目標値を設定しました。

■通常保育事業			
【事業概要】	児童の保護者が仕事の状況や病気などで、昼間その児童を保育することができない場合に、保護者に代わり保育所で通常の開所時間において保育する事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
定員数（人）	150人	150人	5年後の就学前児童の推計人口・入所率ともに横ばいとみられるため、現在の定員数を目標量と設定しました。

■延長保育事業			
【事業概要】	保護者の就労形態の多様化などに伴い、保育所の通常の開所時間を超えて保育する事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	2カ所 6人	3カ所 10人	町内すべての保育園（3園）で30分～1時間の延長保育を国庫補助事業として実施します。 長時間延長については、ニーズ調査でも利用希望は少なく、実施する予定はありません。

■夜間保育事業			
【事業概要】	夜間、保護者が仕事などのために家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育をおこなう事業です。保育時間は午前11時から午後10時までの11時間とされています。基本的に、夜間保育は夜間保育のみをおこなう保育所でおこなわれますが、通常の保育と夜間保育をあわせておこなうところもあります。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	なし	なし	ニーズが見込めないため、21年度までの事業実施は考えていません。

■子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）			
【事業概要】	子どもの養育が、仕事などの事由によって恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合に児童養護施設などにおいて、児童に対する生活指導、食事の提供などをおこなう事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	なし	なし	ニーズが見込めないため、21年度までの事業実施は考えていません。

■休日保育事業			
【事業概要】	保護者の就労などにより、日曜日や祝日などにおける家庭での保育が困難な児童について、休日の保育をおこなう事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（力所） 定員数（人）	なし	1力所 3人	ニーズ調査でも要望があり、保護者の就労形態も多様化しているため、1カ所で実施することとしました。

■放課後児童健全育成事業			
【事業概要】	労働などにより保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、児童館や学校の余裕教室などを利用して学童クラブを設置し、授業終了後に子どもを預かる事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（力所） 定員数（人）	なし	なし	放課後児童健全育成事業は実施していませんが、現在、私立保育園2園では、地域活動事業での自主的取り組みとして、小学校低学年児童の受け入れをおこなっています。17年度からは、町立保育園でも受け入れを実施する予定です。 放課後児童健全育成事業については今後、現行事業の利用児童数の推移などを見ながら実施を検討します。

■乳幼児健康支援一時預かり事業（派遣型・病後児保育）			
【事業概要】	保育所へ通所中の児童などが病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、当該児童を居宅などにおいて一時的に預かる事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
年間延べ派遣回数 （回）	なし	なし	ニーズが見込めないため、21年度までの事業実施は考えていません。

■乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型・病後児保育）			
【事業概要】	保育所へ通所中の児童などが病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、当該児童を保育所、病院などに付設された専用スペースにおいて看護師・保育士などが保育をおこなう事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（力所） 定員数（人）	なし	0力所 1人	近隣の玉名市、あるいは山鹿市へ委託するかたちで実施します。

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）			
【事業概要】	子どもの養育が、保護者の病気などで一時的に困難になった場合、緊急一時的に児童養護施設などにショートステイ（宿泊保育）することができる事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	なし	なし	町での実施は考えていませんが、緊急時には対応が必要となるため、近隣市町の児童施設へ委託しての実施を検討していきます。

■一時保育事業			
【事業概要】	児童の保護者が仕事の状況や病気などで、家庭における育児が困難となり、一時的に保育が必要な場合、保育する事業です。（週3日程度）		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	3カ所 1人	3カ所 1人	現在、町内3園で実施しています。ニーズもあることから、継続して実施します。【定員数は3園での1日の利用数】

■特定保育事業			
【事業概要】	保護者の就労形態の多様化などに伴い、週に2、3日程度、また午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育を利用できる事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所） 定員数（人）	なし	なし	当面は一時保育で対応し、特定保育事業の実施は考えていません。

■ファミリー・サポート・センター事業			
【事業概要】	子育ての「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」の会員制による一時預かりの相互援助活動の事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所）	なし	なし	今後、実施体制づくりを進め、実施に向けた環境をつくっていきますが、21年度までの実施は考えていません。

■地域子育て支援センター事業			
【事業概要】	家庭における育児不安の解消や子育てサークルなどの育成・支援をおこなう事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所）	3カ所	3カ所	現在実施している3カ所での事業を充実させていきます。しかし、実施個所を集約して内容を充実させることも考えていきます。

■つどいの広場事業			
【事業概要】	主に乳幼児をもつ保護者が気軽に集い、相談や情報交換、仲間づくりの場を提供する事業です。		
○目標設定項目	○平成16年度 実施事業量	○平成21年度 目標事業量	○目標設定の考え方
実施力所数（カ所）	なし	なし	子育て支援センターで対応していきます。21年度までのつどいの広場実施は考えていません。



4. 計画を推進する体制の整備

（１）住民参加による計画の推進

本計画を推進するためには、住民のみなさんの理解と参加が必要となります。このため、この計画に関する情報を住民のみなさんと共有できるようにします。

毎年１回、本計画の進捗状況などを広報誌やホームページなどに掲載し、住民のみなさんに分かりやすく周知します。また、さまざまな意見や要望などが容易に発せられるような、住民参加による推進体制を構築します。

（２）“次世代育成支援行動計画推進委員会”の設置

本計画は、住民のみなさんの参加を得て、できあがった計画です。引き続き、住民参加による「三加和町次世代育成支援行動計画推進委員会（仮称）」を設置して、取り組みの進捗状況などの報告を定期的におこない、評価や意見をいただきながら、施策・事業の推進や計画の見直しなどを実施していきます。

（３）庁内の推進体制の構築

本計画の推進にあたっては、庁内の関連部署で「三加和町次世代育成支援行動計画庁内推進部会（仮称）」を組織し、全庁的な体制のもとに、施策・事業を進めていきます。

あわせて、警察署や児童相談所、地域団体などの関係機関との連携をさらに強化して、総合的に取り組んでいきます。

関係者一覧

◇「三加和町次世代育成支援行動計画策定委員会」名簿

委員会役職	関係機関等	役職名	氏 名
委員長	三加和町議会	文教厚生常任委員長	宮 本 邦 博
副委員長	三加和町教育委員会	教育長	井 上 忠 勝
	三加和町特別職	助役	石 原 信 博
	地域住民	区長会長	松 尾 祐 成
	保育園関係	あおば保育園長	古 本 太 士
	保育園関係	春富保育園長	池 田 智 義
	三加和町社会福祉協議会	事務局長代理	池 上 直 美
	三加和町 PTA 連絡協議会	母親部長	石 井 友 季
	三加和町子ども会	代表	上 田 敬 悟
	三加和町母子保健推進員会	代表	池 上 優 美
	医師会	町医	山 崎 裕 治
	三加和町民生委員・児童委員	主任児童委員	柿 内 み どり
	三加和町企業等連絡協議会	副会長	戸 上 弘 幸
	小中学校関係	中学校長	戸 越 政 幸
	保健関係	町保健師	上 妻 カヨ子

順不同、敬称略

◇「三加和町次世代育成支援行動計画庁内検討部会」関係課一覧

課 名
総務課
企画観光課
農林振興課
建設課
住民生活課
学校教育課
社会教育課
町立神尾保育園
健康福祉課

◇事務局

三加和町健康福祉課

～おらがまちで おらがふるさとの あととりづくり～

三加和町次世代育成支援行動計画
夢世紀みかわ子育てプラン

発行 三加和町
熊本県玉名郡三加和町板楠 70
電話 0968-34-3111
編集 三加和町健康福祉課

平成 17 年 3 月
